

アメリカ合衆国特許商標庁  
商標審査便覧(TMEP)  
第600章 弁護士、代理人及び署名  
2023年 11月

目次

- 600 弁護士、代理人、通信及び署名
  - 601 商標権者の住所に基づく代理人要件
    - 601.01 所有者の居住地の決定
      - 601.01(a) 合衆国外の居住地を有する所有者
      - 601.01(b) 合衆国に居住地を有する所有者
      - 601.01(c) 住所の再検討のための審査手続
        - 601.01(c)(i) 住所の受理可能性の決定
        - 601.01(c)(ii) 所在地住所要件に対する応答で提供された新住所の評価
        - 601.01(c)(iii) 所在地住所要件に対する応答として提供された一般的な抗弁又は証拠の審査
        - 601.01(c)(iv) 「固定された物理的住所は存在しない」の説明の再検討
          - 601.01(c)(iv)(A) 「固定された物理的住所は存在しない」の出願人又は登録者の応答選択肢
          - 601.01(c)(iv)(v) 所在地住所指令の放棄を求める長官に対する請願の記録の真実宣言
          - 601.01(c)(iv)(B) 法人を拘束する法的権原を有する個人の氏名、役職及び住所の再検討
        - 601.01(d) 所在地住所は常に最新でなければならない。
    - 601.02 弁護士を代理人とする出願人又は登録人との通信
  - 602 商標事案に関して USPTO に対して業務を行う権原を与えられる者
    - 602.01 合衆国において業務を行う免許を得た弁護士
      - 602.01(a) 必要とされる弁護士識別情報
    - 602.02 非弁護士
    - 602.03 外国の弁護士及び代理人
      - 602.03(a) カナダ人弁護士及び代理人
      - 602.03(b) 外国人弁護士又は代理人が提出しても受理されない書類
      - 602.03(c) 国際登録の所有者の代理人
  - 603 行動標準
  - 604 代理人の承認
    - 604.01 代理人として承認される3つの方法
    - 604.02 所要の弁護士会情報
    - 604.03 承認期間

- 604.04 弁護士の変更
  
- 605 委任状
  - 605.01 委任状の要件
  - 605.02 複数の出願又は登録に係る委任状
  - 605.03 複委任状
  
- 606 委任状の取消
  
- 607 記録上の弁護士の辞任
  
- 608 無許可の業務行為
  - 608.01 権原を有さない者による行為は許容されない
  - 608.02 USPTO に対する業務から排除され、停止され又はこれを許可されない個人
  
- 609 通信の宛先
  - 609.01 通信宛先の設定
    - 609.01(a) 第66条(a)の出願及び登録における通信
  - 609.02 通信宛先の変更
    - 609.02(a) TEASの宛先又は代理人変更書式を使用することなく通信宛先の変更する場合
    - 609.02(b) 通信宛先の変更請求に係る要件
    - 609.02(c) 登録前の通信宛先変更請求の処理
    - 609.02(d) 複数出願又は登録における通信宛先の変更
    - 609.02(e) 登録後の通信宛先の変更
    - 609.02(f) 商標権者変更の記録後の通信
  - 609.03 出願人及び登録人は現在の正確な通信宛先を維持する義務を負う
  
- 610 合衆国に定住していない当事者による国内代理人の指定
  
- 611 合衆国特許商標庁に提出される通信の署名
  - 611.01 署名及び証明書
    - 611.01(a) 証明書としての署名
    - 611.01(b) 署名に係る要件
    - 611.01(c) 電子的に提出される書類の署名
      - 611.01(c)(i) 文書署名ソフトウェアを使用して生成された電子署名
      - 611.01(c)(ii) 文書署名ソフトウェアを使用して生成される電子署名の要件
  - 611.02 権原を有する当事者による署名の要件
    - 611.02(a) TEAS 署名のラジオボタン
  - 611.03 署名するのに適正な者
    - 611.03(a) 真実宣言
    - 611.03(b) 応答、出願の補正、明示的放棄の請求、最終指令の再検討請求及び分割請求

- 611.03(c) 委任状及び委任状の取消
- 611.03(d) 回復の申請
- 611.03(e) 長官に対する申請
- 611.03(f) 補正, 訂正又は登録の権利放棄
- 611.03(g) 更新出願
- 611.03(h) 国内代理人の指定及び取消
- 611.03(i) 出願書類又は登録証中の通信宛先の変更請求
- 611.04 権原を有する及び権原を有さない可能性がある署名者の例
- 611.05 適切な当事者によって署名された書類の処理
  - 611.05(a) 応答に署名する者の権原が不明確なときの不完全応答の通知
  - 611.05(b) 不完全応答の通知に対する回答
  - 611.05(c) 不十分な応答又は応答の不履行
- 611.06 一定の法人組織体を拘束する法的権原を有する者に関する指針
  - 611.06(a) 共有者
  - 611.06(b) 合名会社による署名
  - 611.06(c) 合弁事業による署名
  - 611.06(d) 株式会社による署名
  - 611.06(e) 外国の会社による署名
  - 611.06(f) 法人格のない社団による署名
  - 611.06(g) 有限責任会社による署名
  - 611.06(h) 有限責任パートナーシップによる署名

## 600 弁護士, 代理人, 通信及び署名

**注:** 本章は, 代理人の承認, 書類の署名並びに係属中の登録出願における通信宛先の設定及び維持並びに合衆国特許商標庁 (USPTO) の登録部に提出された書類に対する手続を規定する。商標審理審判部 (審判部) に対する手続における他人の代理, 書類の署名並びに通信宛先の設定及び維持に関する実務陳述書については, 当事者は, USPTO のウェブサイトですぐ入手可能な商標審判部手続マニュアル (TBMP) 第100章を参照するか又は審判部 ((571) 272-8500) に連絡しなければならない。

## 601 商標権者の住所に基づく代理人要件

### 商標規則 § 2.11 代理の要件

(a) 住所が合衆国又はその領域内にない出願人、登録人又は手続当事者は、§ 11.14に基づいて実務を行う資格を有する § 11.1 に定義される弁護士によって代理されなければならない。庁は、弁護士の選定に関して援助をすることができない。

出願人又は登録人の居住地は、出願人又は登録人が USPTO に対して、合衆国の州、コモンウェルス若しくは準州又はコロンビア特別区の各最高裁判所における弁護士団において、優良な状態にある構成員である弁護士(「有資格合衆国弁護士」)により代理される必要があるか否かを決定する。商標規則 § 2.11(a), § 11.1, § 11.14(e) ; TMEP § 602 参照。

合衆国又はその準州内に居住地を有さない出願人又は登録人は、有資格合衆国弁護士が代理しなければならない。商標規則 § 2.11(a)。

居住地が合衆国又はその準州内にある出願人又は登録人は、出願の遂行若しくは登録の維持の際に自己を代理すること又は有資格合衆国弁護士が代理することができる。商標規則 § 11.1, § 11.14(e)。

共同所有者であって、出願又は登録の所有者の 1 が合衆国に居住地を有する場合には、出願人又は登録人は、合衆国の宛先が不正確と思われる場合を除き、有資格合衆国弁護士を選任する必要はない。

USPTO は、出願人又は登録人の有資格弁護士の選択について助力できない。商標規則 § 2.11(a)。合衆国で弁護士として免許を受け、商標事案を取り扱う弁護士の名称を調べるには、電話番号一覧若しくはインターネットを参照するか又は合衆国の州の弁護士紹介サービス若しくは地域の法曹協会に問い合わせること(アメリカ法曹協会の「法的援助に関する利用者ガイド」参照)。合衆国免許を有する商標弁護士の選択に関する詳細は、USPTO のウェブサイト参照のこと。

### 601.01 所有者の居住地の決定

自然人の場合、居住地とは、恒久的な法的居住地であり、その者が居住し、主たる住居とする意思を有する場所である。商標規則 § 2.2(o)。

法人の場合、居住地とは、主たる事業所であり、上級役員又は幹部が通常、法人の活動を指揮し、管理する法人の本部であり、通常、他の事業所を管理する中心の場所である。商標規則 § 2.2(o) から (p) まで。

出願人又は登録人の居住地が合衆国の国内か国外かの判断は、出願人又は登録人の番地住所に基づく。

必要な場合、USPTO は出願人又は登録人に対し、出願人又は登録人の居住地の宛先を裏付ける情報又は書類の提出を求めることができる。商標規則 § 2.11(b) ; TEMP 第 601.01 条 (b) 参照。

実際の番地住所を特定しない宛先又は郵便転送先として機能する宛先は、一般に、その者が居住し、かつ、その者の主たる住居となることを意図する場所の所在地(自然人の場合)又は法人の上級幹部若しくは役員がその法人の活動を通常指揮し管理する法人の本部の所在地

(法人の場合)を特定しないため、通信宛先としての役割を果たさないことがある。TMEP 第 601.01 条(c) (i)。

#### 601.01 (a) 合衆国外の居住地を有する所有者

**審査及び登録後。** 提出物に出願人又は登録人の居住地として外国の宛先(すなわち、合衆国外及びその準州外に所在する番地住所)が記載されており、かつ、出願人又は登録人が有資格合衆国弁護士により代理されていない場合は、審査官又は登録後審査官は、出願人又は登録人に対し、有資格合衆国弁護士を自己の代理人として選任し、かつ、当該弁護士の弁護士資格情報を提供することを求める庁指令を発行する。庁指令には、その他の該当する拒絶及び/又は要件も含まれる。

**第 66 条 (a) 出願。** 外国に居住地を有する出願人が有資格合衆国弁護士を選任する要件は、当初の第 66 条 (a) 出願の出願日認定のための要件ではない。その理由は、第 66 条 (a) 出願は、国際事務局 (IB) から USPTO に送付され、一般には USPTO に対する業務を行う権限を有する弁護士の選任を含まないためである。その他の拒絶及び/又は要件のために庁指令を発行しなければならない場合、審査官は出願人に対し、有資格合衆国弁護士を自己の代理人として選任し、当該弁護士の弁護士資格情報を提供するように要求する。合衆国外の居住地を有する出願人に関する TMEP § 601.01 (a) 並びに IB にすべての拒絶及び/又は要件を通知しなければならない期限に関する § 714.05 を参照のこと。しかしながら、第 66 条 (a) 出願が、1 回目の庁指令において他の点において公告の承認を受ける条件が整っている場合、審査官は出願の公告を承認することができ、出願人に対し、USPTO に対する業務を行う権限を有する弁護士を選任すること又は電子メールアドレスを提供することを要求すべきではない。出願の必須要素としての出願人の電子メールアドレスに関する TMEP § 803.05 (b) を参照のこと。

出願人が応答したが、有資格合衆国弁護士を選任しなかった場合、審査官は、書類が他の点において最終指令の条件が整っていれば当該弁護士を選任する要件並びに他のすべての未解決の拒絶及び/又は要件について最終指令を発出する。登録人が登録後の事項に応答したが、有資格合衆国弁護士を選任しなかった場合、登録後専門官は、当該弁護士を選任する要件を維持し、先のすべての未解決の拒絶及び/又は要件を維持する 2 回目の指令を発出する。

出願人又は登録人が有資格合衆国弁護士を選任することにより応答した場合には、審査官又は登録後審査官は当該弁護士を選任する要件を撤回する。出願人又は登録人が受理可能な合衆国の番地住所に補正することにより応答した場合には、USPTO は TMEP § 606.01 (b) の手続に従う。出願人又は登録人が、不受理が推定される種類の「気付 (c/o) の宛先」、例えば、実際の又は郵便転送先として機能する番地住所により応答した場合、USPTO は TMEP § 601.01 (c) の手続に従う。

審査官又は登録後審査官が、(1) 商標規則 § 2.11 (a), (b) 及び/又は (c) に基づき有資格合衆国弁護士を選任し、及び/又は追加情報に係る要件のみを維持すること ; 又は

(2) 商標規則 § 2.11(a), (b) 及び/又は(c)に基づく要件の1若しくはすべてに加えて、商標規則 § 2.22(c)に基づく TEAS プラスの処理手数料に係る要件のみを維持することに関する庁指令を発行した場合、出願人又は登録人は、商標規則 § 2.146 に基づく請願を長官に提出することによってのみ、要件の再検討を求めることができる。商標規則 § 2.11(f), § 2.165, § 2.186, § 7.40。

さらに、出願人又は登録人が外国に居住しており、かつ、自己を代理する有資格合衆国弁護士を選任していないことが明らかである場合は、出願又は登録の補正は認められず、記録することができない。出願人又は登録人が外国に居住しているか否かが明らかでなく、かつ、審査官又は登録後審査官が居住地及び有資格合衆国弁護士の選任に関する要件を発行しなければならない場合には、出願人又は登録人は自身の居住地が合衆国にあることを立証するまで、出願又は登録の補正は認められず、記録することができない。例えば、このような状況において、審査官は、審査官補正を許可するため又は優先指令を発行するため、出願人に連絡してはならない。

**請願、回復請求及び公告後の補正。** USPTO が、外国居住者から提出された長官に対する請願、回復請求又は公告後の補正を受領した場合、商標審査政策副長官室の弁護士又は弁護士補助事務員は、提出者に対し、有資格合衆国弁護士の選任が必要であること及びその他の何らかの不備について通知する。出願人又は登録人には、必要な場合、有資格合衆国弁護士を選任するため、回復請求するため若しくは回復請求を補充するための60日が付与される。出願人又は登録人が、与えられた期間内に有資格合衆国弁護士を選任せず、かつ、何らかの追加の必要情報を提出しなかった場合、回復のための請願若しくは請求は却下される又は当該補正は記録されない。請願の提出により、未処理の庁指令又は他の法定期限の応答期間は延長されることはない。

**TTAB 手続。** TTAB は、外国に居住する当事者に対し、自己を代理する有資格合衆国弁護士の選任を要求する場合、手続を一時保留し、当該当事者に当該弁護士を選任しなければならない期間を通知する。TBMP § 114.01。

#### **601.01(b) 合衆国に居住地を有する所有者**

合衆国の宛先(すなわち、合衆国及びその準州内に所在する番地住所)が出願人又は登録人の居住地として提出物に記載されている場合は、出願人又は登録人は、有資格合衆国弁護士を自己の代理人として選任することができるが、通常はその必要はない。

審査官及び登録後審査官は通常、原出願又は登録後の更新出願において、外国籍の市民又は組織体が提供し、その他の点で受理可能な合衆国の番地住所については疑義を呈しない。ただし、当該住所について疑義を呈するための具体的な指針を受けた場合はこの限りでない。状況により、USPTO は出願人又は登録人に対し、合衆国の番地住所を裏付ける書類の提出を求める。商標規則 § 2.11(b), § 2.61(b), § 2.189 参照。例えば、出願人又は登録人が合衆

国の番地住所を有する外国籍の市民又は組織体であり、有資格合衆国弁護士によって代理されていない場合、審査官又は登録後審査官は、宛先について疑義を呈すべきであり、合衆国の番地住所を裏付けるためには書類が必要であるかもしれないという具体的な指針を受けた場合、審査官又は登録後審査官は、出願人又は登録人に対して、有資格合衆国弁護士の選任又は当該合衆国の番地住所を裏付ける書類の提出の何れかを求める庁指令を発行する。このような場合において、庁指令には他のすべての該当する拒絶及び／又は要件も含まれる。出願人又は登録人が有資格合衆国弁護士を選任することにより応答した場合、審査官又は登録後審査官は、合衆国の番地住所を裏付ける書類に係る要件を撤回する。この要件は、有資格合衆国弁護士が辞任した又はその後取り消された場合には再度発行される。

合衆国の宛先を裏付ける受理可能な書類を提出した出願人又は登録人は、有資格合衆国弁護士を選任する必要はない。

出願人が応答したが、有資格合衆国弁護士を選任しなかった又は合衆国の番地住所を裏付けるために必要な情報を提供しなかった場合、審査官は、出願が他の点において最終指令の条件が整っていれば、居住地、有資格合衆国弁護士の選任に関する要件並びに他のすべての未解決の拒絶及び／又は要件について最終指令を発出する。登録人が登録後の事項に応答したが、有資格合衆国弁護士を選任しなかった又は合衆国の番地住所を裏付けるために必要な情報を提供しなかった場合には、登録後審査官は、居住地、有資格合衆国弁護士の選任に関する要件並びに他のすべての未解決の拒絶及び／又は要件を維持する2回目の指令を発行する。

合衆国の番地住所を裏付ける書類の例には、次のものがある。

- (a) 個人の場合、次の何れかなど、個人の名称及び記載された宛先を示す書類
    - (i) 現在有効な署名入りの賃貸契約書、リース契約書又は抵当権設定契約書
    - (ii) 現在有効な住宅所有者保険、借家人保険又は自動車保険の証書、又は
    - (iii) 当初出願又は登録後書類の提出日の前60日以内に発行された、コンピュータ出力による公益事業会社の請求書
  - (b) 法人の場合、宛先が出願人又は登録人の事業上の本部であることを示す書類（例えば、コワーキング（Coworking）又は同様の施設とは異なる商業上のオフィス空間について、現在有効に署名された賃貸契約書、リース契約書又は抵当権設定契約書）
- ただし、上記の書類は、別な方法では受理できない種類の所在地住所である場合は、合衆国住所を裏付けるものではない。TMEP § 601.01(c) (i) 参照。審査官及び登録後審査官は、住所が受理できない種類の所在地住所である場合、かかる書類が所在地住所要件を満たすものとして受理してはならない。

## 601.01(c) 住所の再検討のための審査手続

### 601.01(c) (i) 住所の受理可能性の決定

実際の所在地を特定しない宛先又は郵便転送宛先として機能する住所は、番地住所としては

不受理と推定される。

かかる宛先には、郵便私書箱、「気付」(c/o)の宛先、郵便の商用受領代理人(CMRA)の住所、登録送達人(RA)の住所、私用私書箱(PMB)、陸軍郵便局(APO)の住所、艦隊郵便局(FPO)の住所、外交郵便局(DPO)の住所及び高速道路契約郵便(HCR又はHC)の住所を含む。これらの宛先は、仮想事務所(virtual office)及び共有作業空間(shared workspace)の住所とともに郵送宛先にすることができますが、一般的には所在地住所としては使用できない。なぜなら、個人が居住し、個人の主たる住居となる予定の場所(自然人の場合)又は組織体の上級役員若しくは役員が通常組織体の活動を指揮及び管理する組織体の本部の場所(法人の場合)を識別しないためである。

審査官及び登録後審査官は、当初出願又は更新申請において記載された所在地住所を真実宣言又は調査することを要求されない。ただし、次の場合は、出願人又は登録人に受理可能な所在地住所を提供するよう要求しなければならない。

(1) 当該住所が不受理とされる可能性がある種類の住所であることが明らかな場合(例えば、当該住所にP. O. box, c/o, PMB, APO, FPO, DPO, HCR又はHCが記載されている)。

(2) 審査官は所在地住所を受理すべきではないとの具体的な指針を受けている場合。

審査官及び登録後審査官は、出願人又は登録人が番地住所の全体を提供しなかった場合又は明らかに無効な住所(例えば、123 Street Name, Your City, State, 12345)を提供した場合も所在地住所を要求しなければならない。

審査官及び登録後審査官は、出願人又は登録人が「所在地住所」欄に黒塗りされた所在地住所を記入した場合も受理可能な所在地住所を要求しなければならない。この場合、審査官又は登録後審査官は庁指令に正確な住所を記載してはならない。ただし、調査を裏付ける証拠が庁指令に添付されている場合は、担当審査官は必要に応じて住所を特定する証拠を添付することができる。出願人はその後、USPTOに対し、その情報の編集を申請することができる。

合衆国政府機関又は合衆国の私書箱に住所を有する連邦政府公認のアメリカンインディアン及びアラスカ先住民に対しては、番地住所を要求してはならず、さらに、所在地住所として不受理と推定されるAPO, FPO及びDPOの住所に加え、外国の住所でさえも、合衆国の住所とみなされるものとする。

所在地住所は審査官補正により取得してはならない。審査官補正により記入された所在地住所情報が公的記録の一部となることを全ての出願人が理解しているわけではない。従って、この方法で記入された住所情報は秘匿されない又は「黒塗り」されないという理解を出願人が示したとしても、審査官は、審査官補正により出願人の所在地住所を取得し記入することはできない。

#### **601.01(c)(ii) 所在地住所要件に対する応答で提供された新住所の評価**

出願人又は登録人が所在地住所要件に対する応答で新住所を提供する場合、審査官又は登録後審査官は、新しい所在地住所が不受理とされる種類の住所又は外国の住所であることが住所自体から明らかでない限り、新しい所在地住所のインターネット検索を行わなければならない



ない。TMEP § 601.01(c)(i)参照。

審査官は、この調査に関して商標法図書館に支援を要請することができる。登録後審査官は、登録後内部メールボックスに電子メールを送付することにより支援を要請することができる。調査完了後、審査官は、調査を行ったことを示す注釈を包袋にアップロードしなければならない。登録後、調査が行われた後に包袋への注釈が入力される。

審査官又は登録後審査官は、関連する状況に基づいて、以下の適切な措置を取らなければならない。

**受理可能な所在地住所**は、出願人又は登録人の組織体の種類に基づく。新しい住所が出願人又は登録人の組織体の種類に基づく受理可能な所在地住所の種類である場合、受理することができる。ただし、審査官又は登録後審査官は、新しい住所から生じる新たな問題を提起しなければならない(例えば、本人である出願人又は登録人が外国の所在地住所を提供する場合、未だ任命されていなければ合衆国弁護士が必要とされる(TMEP § 601.01(a)参照))。

**不受理とされる所在地住所及び提出された抗弁又は証拠がないこと**。新しい住所が不受理とされる種類の所在地住所であり(TMEP § 601.01(c)(i)参照)、かつ、出願人又は登録人が、その住所が所在地住所要件に適合している理由について抗弁又は証拠を提出しなかった場合、その要件は、必要に応じて、維持される、及び/又は、最終的なものとされなければならない。

**不受理とされる所在地住所及び提出された抗弁又は証拠**。新しい住所が出願人又は登録人の組織体の種類に基づく受理できない種類の所在地住所であり、出願人又は登録人が抗弁又は証拠を書類の形式で提供する場合、審査官又は登録後審査官はTMEP § 601.01(c)(iii)に記載されている手順に従わなければならない。

#### **601.01(c)(iii) 所在地住所要件に対する応答として提供された一般的な抗弁又は証拠の審査**

審査官及び登録後審査官は、当初出願若しくは更新出願又は応答の何れに含まれているかを問わず、個々の場合に応じて、説明を含む抗弁又は所在地住所に関する証拠を審査しなければならない。

所在地住所が実際には出願人若しくは登録人の主たる事業所(法人の場合)又はその者が居住し、その者の主たる住居(自然人の場合)となることが予定されている場所である旨の抗弁は、正式な書面による応答において行われなければならない。

稀に、さもなければ福利とされる種類の所在地住所(TMEP § 601.01(c)(i)参照)が出願人又は登録人の抗弁に基づいて受理される場合がある。提出された所在地住所が受理されるべきか否かが不明な場合、審査官は担当の管理審査官又は上級審査官に相談すべきであり、登録後審査官は自らの指導審査官に相談すべきである。

法人である出願人又は登録人が、その主たる事務所又は事業所の所在地として私書箱又は登録手続代理人の住所を特定する年次報告書等の書類を提出する場合、当該書類は、その住所が出願人又は登録人の所在地住所であることを立証することにはならない。審査官及び登録後審査官は、その住所が不受理とされる種類の所在地住所である場合は、当該書類を所在地住所要件に適合するとして受理してはならない。推定として不受理とされる種類の所在地住所については、TMEP § 601.01(c)(i)参照。

受理可能な所在地住所についての要件が維持又は確定された場合、その要件は、新しい受理可能な所在地住所を提供することによって適合することができる。所在地住所要件に応答して提供される所在地住所の評価に関する情報については、TMEP § 601.01(c)(ii)を参照のこと。代りに、出願人又は登録人が異常な状況を理由として所在地住所指令を放棄することを長官に対して請願することができる。TMEP § 1708.01参照。

出願人又は登録人が受理可能な所在地住所を提供する指令に対して、所在地住所指令の放棄を求める請願を長官に提出した旨を述べることにより応答する場合、審査官又は登録後審査官はTMEP § 601.01(c)(v)に記載されている手続に従わなければならない。所在地住所指令の放棄を求める長官に対する請願に関する決定があるまで審査官が処分を中断できる状況についてはTMEP § 716.02(1)を参照のこと。

出願人又は登録人が「固定された物理的住所は存在しない」と主張する場合、審査官又は登録後審査官はTMEP § 601.01(c)(iv)に記載されている手続に従わなければならない。

#### 601.01(c)(iv) 「固定された物理的住所は存在しない」の説明の再検討

その他の点で不受理とされる種類の所在地住所について、出願人又は登録人が「固定された物理的住所は存在しない」旨の詳細な説明をしても受理されないことがある。かかる説明は、受理可能な所在地住所要件に十分適合するとは考えられない。出願人又は登録人は本質的に所在地住所指令の放棄を請求しているので、これらの説明/抗弁を検討するための適切な方法は、長官に対する請願である。所在地住所指令を放棄するための長官に対する請願については、TMEP § 1708.01を参照のこと。

**当初出願又は変更出願における「固定された物理的住所は存在しない」との説明。**出願人又は登録人が不受理とされる種類の所在地住所を提供し、当初出願又は更新申請において「固定された物理的住所は存在しない」旨を主張する場合は、受理される所在地住所を求める指令が発行されなければならない。ただし、電子様式の「所在地住所」欄は、法人である出願人又は登録人が、法人自体が固定された物理的住所を有していない場合に、出願人又は登録人を拘束する法的権原を有する個人の名称、役職及び所在地住所を提供することを認めている。従って、この欄に記載された所在地住所が個人として受理される所在地住所の種類である場合は、審査官又は登録後審査官は受理される所在地住所を求める指令を発行しない。

2023年8月30日の時点で、未だ公開が承認されていない出願又は未だ受理及び/又は承認されていない更新申請における「固定された物理的住所は存在しない」の説明。出願人又は登録人が、「固定された物理的住所は存在しない」旨の陳述を提供するか又は提供したことがあり、かつ、2023年8月30日の時点で、出願公開が承認されていないか又は更新申請が受理及び/又は承認されていない場合は、その説明は受理することができず、所在地住所要件は、以下の指針に従って、必要に応じて、維持及び/又は最終的なものとしなければならない。

**最新の庁指令において、出願人又は登録人が詳細な説明を提供することができる旨の通知を受けており、かつ、出願人又は登録人が所在地住所要件に応答しない場合、出願がそれ以外の点で最終処分を受けることができる状態にあるときは、所在地住所指令を最終としなければならない。**登録後、審査官が所在地住所指令を維持し、かつ、更新申請がそれ以外の点で請願の選択肢を提供する措置を受けることができる状態にあるときは、登録人に

対して長官に対する請願する選択肢を通知する後続の指令を発行しなければならない。出願人又は登録人が後続の応答において「固定された物理的住所は存在しない」の説明を提供した場合、審査官又は登録後審査官は以下の規定に従って手続を進めなければならない。**出願人又は登録人が最新の庁指令において詳細な説明を提供できると通知され、出願人又は登録人が詳細な説明を提供することにより応答する場合**、審査官又は登録後審査官は新たな非最終指令において所在地住所指令を維持し、詳細な説明が要件を満たしていないことを説明し、TMEP § 601.01(c)(iv)(A)に記載されている応答の選択肢を出願人又は登録人に通知しなければならない。

**出願人又は登録人が最新の応答選択肢を受けた後**、出願人又は登録人は主張を提出することによってのみ応答を継続する場合、出願がそれ以外の点で最終処分のための状態にあるときは、所在地住所指令を最終としなければならない。登録後、更新申請がそれ以外の方法としては長官に請願する状態にあるとき、審査官は、所在地住所指令を維持し、かつ、請願の選択肢を登録人に通知する後続指令を発行しなければならない。

2023年8月30日より前の時点で、承認された出願又は受理及び/又は承認された更新申請における「固定された物理的住所は存在しない」の説明。出願人が「固定された物理的住所は存在しない」旨の詳細な説明を伴う出願が2023年8月30日より前に公開が承認された場合は、出願を公開から取り下げる必要はない。同様に、登録人が2023年8月30日前に「固定された物理的住所は存在しない」旨の詳細な説明を伴う更新申請の受理及び/又は承認を取り消す必要はない。さらに、出願が他の理由により公開から取り下げられた場合又は更新申請の受理及び/又は承認が他の理由により取り消された場合、審査官及び登録後審査官は固定された物理的住所は存在しない」の説明が以前に受理されたとき、新しい所在地住所指令を提起する必要はない。

未だ公開が承認されていない同伴出願又は未だ受理及び/若しくは承認されていない同伴更新申請であって、説明の有無を問わず、不受理とされる所在地住所を含むものは、承認若しくは公開された同伴出願又は受理及び/若しくは承認された同伴更新申請において同一の住所が受理されたという理由のみでは受理することができない。

#### 601.01(c)(iv)(A) 「固定された物理的住所は存在しない」の出願人又は登録者の応答選択肢

「固定された物理的住所は存在しない」旨を主張する出願人又は登録人は、以下に記載された応答選択肢に限定される。

**個人の出願人又は登録者。**「固定された物理的住所は存在しない」という理由で恒久的な法的居住地を有しないと主張した個人は、出願人又は登録人がその後固定された物理的住所において恒久的な法的居住地を取得した場合、応答様式の「所在地住所」欄に受理可能な所在地住所を記載することにより、所在地住所要件を充足することができる。

**法人である出願人又は登録人。**固定された物理的住所は存在しないと主張する法人である出願人又は登録人は、次のものを提供することにより所在地住所要件を充足することができる。

(1) 出願人又は登録人が、その後に出願人又は登録人の主たる事業所である固定された物理

的住所を取得した場合、新しい受理可能な所在地住所、又は

(2) 出願人又は登録人がその主たる事業所の固定化された物理的住所を有していない場合、法人である出願人又は登録人を拘束する法的権原を有する者（例えば、会社における役員の1人又は合名会社における無限責任社員の1人）の完全な氏名、役職及び受理可能な所在地住所。当該氏名、役職及び所在地住所は、公衆に秘匿するように「所在地住所」欄に含めることができる。代替として、出願人又は登録人は、応答の本文に名称、役職及び住所を提供する又は応答の名称及び役職並びに個人の住所を「所在地住所」欄に提供することができる。「所在地住所」欄の情報のみが黒塗りされる。TMEP § 601.01(e) 参照。審査官又は登録後審査官は、特定された者の役職が法人である出願人又は登録人を拘束する法的権原を有することを示している場合は、特定された者が組織体の活動を指揮し管理していると推定することができる。様々な種類の組織体を拘束する法的権原を有する者に関する詳細については、TMEP § 611.06-06(h) 参照。

**所在地住所指令を放棄するための請願を提出する選択肢。** 前期に代えて、出願人又は登録人は、異常な状況に基づいて所在地住所指令を放棄するための請願を長官に提出することができる。TMEP § 1708.01 参照。ただし、指令を放棄する請願を提出することは、庁指令に対する応答とはみなされない。出願人は、出願の放棄を回避するために応答を提出しなければならない。商標規則 § 2.146(g) 及び TMEP § 1705.06 参照。

TMEP § 601.01(c)(v) (所在地住所指令を放棄するための長官に対する請願に関する記録の点検について) 及び § 716.02(1) (所在地住所指令を放棄するための長官に対する請願に関する決定があるまで審査官は処分を中断することができる状況について) を参照のこと。

**秘匿又は黒塗りされた情報の保護。** 出願人又は登録人により記名された個人の住所又は氏名及び役職の有効性を問う庁指令が発行され、出願人又は登録人がこの情報を秘匿された「所在地住所」欄に提供した場合、審査官又は登録後審査官はその住所又は氏名を庁指令に記載してはならない。ただし、審査官又は登録後審査官は、提供された役職について、その個人が出願人又は登録人を拘束する法的権原を有していないことを示す場合、その役職に言及することができる。調査を裏付ける証拠が庁指令に添付されている場合、審査官は必要に応じて住所を特定する証拠を添付することができる。出願人は後で、その情報を編集するよう USPTO に請願することができる。

#### **601.01(c)(v) 所在地住所指令の放棄を求める長官に対する請願の記録の真実宣言**

所在地住所指令を発行又は維持する前に、審査官又は登録後審査官は、所在地住所指令の放棄を求める長官に対する請願が提出又は承認されていないことを真実宣言するために記録を点検しなければならない。請願は参照される全ての記録にアップロードされる。審査官又は登録後審査官は、係属中の請願通知に関する記録を注意深く点検しなければならない。請願の最終決定も全ての関連記録にアップロードされる。所在地住所指令の放棄を求める長官に対する請願については TMEP 第 1708.01 条を参照のこと。

所在地住所指令を放棄する旨の長官に対する請願が承認された場合は、所在地住所指令は、その後は発行してはならない。

出願人又は登録人が応答において所在地住所指令を放棄する請願を提出した又は指令の放棄が認められたと主張するが、請願、包袋への注釈又は係属中の請願に関するその他の通知が記録に現れない場合、審査官又は登録後審査官は請願局に連絡して申請が提出されたか又は決定されたかを調査しなければならない。

所在地住所指令の放棄を求める長官に対する請願に関する決定が出るまで審査官が処分を中断できる状況についてはTMEP § 716.02(1)を参照のこと。

#### **601.01(c)(iv)(B) 法人を拘束する法的権原を有する個人の氏名、役職及び住所の再検討**

法人である出願人又は登録人が、当該出願人又は登録人を拘束する法的権原を有する適切な個人の氏名、役職及び所在地住所を提供する場合、受理可能性を決定するため、TMEP § 601.01(c)(ii)に記載されている手続に従って、新しい住所を調査しなければならない。

ただし、法人である出願人が、提供された新しい所在地住所が個人のものであることを示しているが、フルネーム及び/又は役職を提供していない場合又は個人が出願人を拘束する法的権原を有することを明確に示さない役職を提供している場合(例えば、法人の部長(manager))は、所在地住所指令は維持されなければならない。又は出願がその他の点で最終指令を出すことができる状態にあるとき、所在地住所指令は最終指令とされなければならない。同様に、法人である登録人が、提供された新しい所在地住所が個人のものであることを示しているが、フルネーム及び/又は役職を提供していない場合又は個人が出願人を拘束する法的権原を有することを明確に示さない役職を提供している場合は、変更申請がその他の点で請願の選択肢を提供する指令を出すことができる状態にあるとき、請願の選択肢を提供する後続の登録後指令において所在地住所指令は維持されなければならない。

全ての場合において、審査官又は登録後審査官は、新しい所在地住所に起因するその他の問題も提起しなければならない(例えば、出願人又は登録人が個人の外国の所在地住所を提供する場合、出願人又は登録人は有資格合衆国弁護士によって代理されなければならない(TMEP § 601.01(a)参照))。

#### **601.01(d) 所在地住所は常に最新でなければならない。**

---

#### **商標規則 § 2.189 住所の提供に係る要件**

出願人又は商標権者は、§ 2.2(o)に定義されるその住所を提出し、最新の状態に保たなければならない。

---

出願人又は登録人は、TMEP § 601.01に定義する所在地住所を提供し、常に最新のものとし、その住所に変更があった場合はUSPTOに通知しなければならない。出願人又は登録人は、TEAS様式「宛先又は代理人の変更」を使用して、USPTOに対して所在地住所を更新することができる。出願人又は登録人が当該住所を公衆に秘匿する方法に関するTMEP § 601.01(d)を参照のこと。

## 601.01(e) 所在地住所の秘匿

ほとんどの TEAS 様式では、出願人又は登録人は、一般に閲覧可能な所有者の郵便宛先及黒塗りされた又は公衆に秘匿された別の所在地住所を指定することができる。出願人又は登録人が、郵便宛先及び所在地住所として同じ宛先をこれらの様式に記入した場合、その宛先は一般に閲覧可能となる。出願人又は登録人の所在地住所を公衆に秘匿とするためには、出願人又は登録人は、所在地住所とは異なる郵便宛先を提供し、ほとんどの TEAS 様式内の所有者情報ページにある専用の「所在地住所」欄に所在地住所を入力する必要がある。

公衆に秘匿された所在地住所の有効性に疑義を呈する庁指令が発行されている場合には、審査官又は登録審査官は庁指令に正確な住所を記載してはならない。ただし、照会を裏付ける証拠が庁指令に添付される場合、審査官は必要に応じて住所を特定する証拠を添付することができる。出願人は後日、USPTO に当該情報の削除を請願することができる。

## 601.02 弁護士を代理人とする出願人又は登録人との通信

---

### 商標規則 § 2.18(a)(2)

§ 2.17(b)(1)に従って弁護士が代理人として承認されている場合は、庁は、本条規則 (a)(2)(i)から(iv)までに定める場合を除き、その弁護士とのみ通信する。通信宛先の変更請求は、委任状を取り消すものではない。庁は、異なる事務所からの別の弁護士と通信することはなく、取消請願及び査定系取消又は再審査手続の開始通知の送達を除き、出願人、登録人又は手続当事者と直接通信することはない。ただし、次の場合を除く。

- (i) 出願人又は登録人が § 2.19(a)に基づく委任状の取消及び/又は § 2.17(c)の要件を満たす新たな委任状を提出する場合
  - (ii) 弁護士がUSPTOに対する商標事案において実務を行うことを停止又は排除されている場合
  - (iii) § 2.17(g)に従って弁護士の承認が終了している場合、又は
  - (iv) § 2.17(b)(4)に基づいて弁護士が虚偽、詐欺又は錯誤により指定された場合
- 

出願人又は登録人が有資格合衆国弁護士により代理されている場合、USPTO は、当該代理が終了し、新規の委任状が適切に提出されない限り又は承認が終了するまで、当該弁護士とのみ業務を行う。商標規則 § 2.18(a)(2)。承認の期間に関する TMEP § 604.04、弁護士の取消に関する § 606 及び弁護士の辞任に関する § 607 を参照のこと。選任された合衆国弁護士と同じ合衆国の法律事務所の弁護士との通信に関する TMEP § 602.01 も参照のこと。

出願人又は登録人が出願又は登録に関して USPTO に連絡する場合には、USPTO は有資格合衆国弁護士とのみ業務を行う旨が通知されるものとする。USPTO 職員は、出願又は登録の記録並びに登録の取得及び維持の手続に関する一般的な質問に答えることができ、出願人又は登録人に USPTO のウェブサイト上で公衆の利用に供する情報を参照するよう奨励される。公衆からの一般的な照会に関する TMEP § 1805 を参照のこと。

USPTO は、商標規則 § 2.18(a)(2) に引用される記録上の有資格合衆国弁護士がいる場合、出願人又は登録人による承認又は署名のある応答又は補正を受理しない。USPTO に提出した書類への署名に関する TMEP § 611 から § 611.06(h) までを参照のこと。審査官補正及び優先指令を承認することができる個人に関する TMEP § 707.01 及び § 708.02 を参照のこと。

出願人若しくは登録人は、出願人若しくは登録人を代理する有資格合衆国弁護士の承認を取り消すことができる又は弁護士は、出願人若しくは登録人の代理を辞任することができる。商標規則 § 2.19(a)(1), (b)。ただし、このような状況において、居住地が合衆国外又はその準州外にある出願人又は登録人は代理されなければならない、自己の代理人として新たな有資格合衆国弁護士を選任する必要がある、USPTO は当該弁護士と通信する。商標規則 § 2.11(a)。

弁護士の変更に関する TMEP § 604.03 及び商標審理審判部に対する手続当事者の代理に関する TBMP § 114 から § 114.08 までを参照のこと。

## 602 商標事案に関して USPTO に対して業務を行う権原を与えられる者

### 商標規則 § 2.17(a) 商標事案に関して業務を行う権原。

本章 § 11.14に基づいて業務を行う資格を有する個人のみが、出願人、登録人又は商標事案に関して庁に対する手続の当事者を代理することができる。

### 商標規則 § 11.5(b) 庁に対する業務

庁に対する業務には、特許付与若しくは商標登録又は登録懲戒事項に関して、庁が管理する法規に基づく依頼人の権利、特権、義務又は責任に関する、庁又はその幹部若しくは職員への提示に関連するあらゆる事項を含む法律関連業務が含まれるが、これに限定されない。当該提示には、庁への書類提出を検討して必要書類を作成すること、庁と連絡、通信すること、書類を通じて又は面接、聴聞及び会議において依頼人を代理すること、並びに庁に対して係属中の又は提示を検討する事項に関して依頼人と連絡を取り、依頼人に助言をすることが含まれる。本条の如何なる規定も、実務家が、庁に対して係属中の又は提示を検討する事項に関して、当該実務家を補助するために、当該実務家の監督の下で非実務家補助者を雇用又は保持することを禁止するものではない。

\*\*\*

(2) 商標事案に関する庁に対する業務。商標事案における庁に対する業務には、次のものが含まれるが、これらに限定されない。

商標出願又は他の書類の庁への提出を検討して、依頼人と協議し、又は依頼人に助言すること

商標登録出願を作成し、遂行すること

標章の登録可能性を証明するための理由書を必要とする補正書を準備すること、及び

異議申立、取消又は同時使用の手続を遂行すること、又は

商標審理審判部に審判請求をすること

### 商標規則 § 11.14 商標その他の非特許事項に関して庁に対する業務を行うことができる個人。

(a) 弁護士。§ 11.1で定義されている弁護士である個人は、商標その他の非特許事項に関し、庁に対して他人を代理することができる。弁護士は、商標その他の非特許事項に関し、庁に対して業務を行うために登録又は承認を申請することを要しない。

特許有資格実務家としての登録それ自体は、個人が商標事案に関し、庁に対して業務を行う権原を与えるものではない。

(b) 非弁護士。弁護士でない個人は、商標その他の非特許事項に関して業務を行うことを認められないが、ただし、弁護士でない個人であって、1957年1月1日前に本章に基づき商標事案に関して庁に対して業務を行うことを認められていたものは、商標事案に関し庁に対して引き続き業務を行う代理人として認められるものとする。前の文に規定される場合を除き、特許代理人としての登録自体は、商標事案に関し庁に対して業務を行う権原を個人に与えるものではない。

(c) 外国人。

(1) 合衆国の居住者していない外国人弁護士又は代理人であって、(f)に基づく相互承認を求



める申請書を提出し、かつ、その者が居住しかつ業務を行っている国の商標官庁において登録された優良な現役構成員であり、かつ良好な道德観念及び評判を有することを OED長官が得心するように証明しなければならない者は、商標事案の提示及び手続遂行に関し庁に対して前記の国に所在する当事者を代理するという限定された目的で承認することができる。ただし、当該国の商標官庁とUSPTOとが、庁に対し商標事案に関して業務を行うことを許可されている者に、実質的に相互主義的特典を許容することについて公式の合意に達することを条件とする。本項(c)に基づく承認は、本項(c)に定める条件が妥当する期間中に限り継続する。

(2) 本項(c) (1)に基づき権限を付与された外国人弁護士又は代理人が、出願人、登録者又は手続当事者を代理する商標案件では、本規則 § 11. 1に定義され、本項(a)に基づき手続を行う資格を有する弁護士も、庁に書類を提出し、庁と連絡を取る代理人として、本規則 § 2. 17 (b)及び(c)に基づき選任しなければならない。

(d) 本条に基づく個人の承認は、何らかの行為であって、その実行が当該法域において許可されない法慣行とみなされるものを容認し又は許可するものと解してはならない。

(e) 出頭

本条の (a), (b)及び(c)に定める以外の個人は、依頼人の代理として、商標事案に関し庁に対して業務を行うことを認められない。本規則 § 2. 11 (a) に定める以外には、如何なる個人も、商標その他の非特許事項に関して、自己のために又は代理人として出頭することができる。

(1) 自己が構成員である事務所；

(2) 自己がパートナーであるパートナーシップ；又は

(3) 自己が役員でありかつ自己が代理する権原を有する会社又は組合

ただし、かかる事務所、合名会社、会社又は組合が庁に係属中の商標手続の当事者である場合に限る。

(f) 相互承認の申請。

(c)に基づく相互承認を求める個人は、(c)の規定を満たす証拠を提示することに加え、OED局長に対し、書面により相互承認を申請し、かつ、本款の § 1. 21(a) (1) (i)により要求される申請手数料を納付しなければならない。

---

商標規則 § 11. 14に基づいて業務を行う資格を有する個人のみが、USPTOに対し、商標事案に関して出願人又は登録人を代理することができる。商標規則 § 2. 17(a)。商標規則 § 11. 14に基づき、次の個人のみが、商標事案において出願人又は登録人を代理することができる：

**商標規則 § 11. 1に定義される弁護士**（すなわち、合衆国の州、連邦、準州又はコロンビア特別区の最高裁判所の弁護士資格を有する正式な者である弁護士）（資格のある米国弁護士）（TMEP § 602. 01参照）；

**商標規則 § 11. 4(f)に従い、カナダに所在する当事者を代理するとの限定的な目的で、登録懲戒局長（「OED局長」）から承認を受けているカナダ人弁護士又は代理人であって、出願人又は商標権者の代理人として任命された資格を有する米国弁護士の下で活動している者**（TMEP § 602. 03 – § 602. 03条 (a)参照）；又は

**弁護士ではないが、1957年1月1日前に商標事案に関しUSPTOに対して業務を行っていたと認められた個人**

カナダ人弁護士及び代理人に関してTMEP § 602. 03(a)並びに委員会の手続の当事者の代理に

関して TBMP § 114から § 114.08までを参照のこと。

## 602.01 合衆国において業務を行う免許を得た弁護士

合衆国の州(コロンビア特別区及び合衆国のコモンウェルス又は準州を含む)の最高裁判所の現役構成員である弁護士は、商標事案に関し、USPTOに対して業務を行うことができる。商標規則 § 2.17(a), § 11.1(弁護士及び州の定義参照), § 11.14(a)。USPTO に対して商標業務を行うための承認を求める申請は不要である。USPTOは、適格性に係る審査を行わず、また、商標事案において業務を行うことができる合衆国弁護士の登録簿を備えない。商標規則 § 11.14の要件を満たす弁護士であって、(1) 商標規則 § 2.17(c)に従って委任状を提出する者、(2) 出願人又は登録人を他については代理していないと提出された書類において代理人として特定されており、(3) 代理人でない出願人又は登録人の代理として書類に署名する者は、当該の出願人又は登録人の代理人として受け入れられる。商標規則 § 2.17(b)。

弁護士からの電話は、商標規則 § 2.17(b)の「出頭」の要件を満たさない。法律事務所ではなく、個人のみが、出願人又は登録を代理するものとして認められることができる。商標規則 § 2.17(c) (1) 参照。

委任状に明示されていない弁護士は、特定の出願又は登録に関する業務についてUSPTOと一般的な連絡をすることができない。ただし、登録された弁護士と同一事務所の弁護士は除く。登録された弁護士と同一の合衆国の事務所に属する弁護士が、特定の出願又は登録に関して業務を行うこと及び補正を承認することを記録上の弁護士から許可されている旨を主張する場合は、USPTOは、その弁護士に対し業務を完結することを許可し、かつ、その事実をそれ起因する審査官の補正、優先指令又は庁指令において注記するものとする。一般的には商標規則 § 2.18(b) (1) 参照。

### 602.01(a) 必要とされる弁護士識別情報

---

#### 商標規則 § 2.17 代理行為の承認

(b) (3) 本章 § 11.14(a)に基づく有資格実務家は、自己が優良な状態にある現役構成員である本章 § 11.1に定義される州の名称、指定された州の弁護士会への入会日及び指定された州によって発行されている場合は弁護士会免許番号を提供するよう要求される。有資格実務家は、自己が指定された州の弁護士会の優良な状態にある現役構成員であることの証拠を提出するよう要求されることがある。

#### 商標規則 § 2.22 TEASプラス出願に関する提出要件

(a) (20) 合衆国又はその領域内に住所を有していない出願人は、§ 2.11(a)に従って弁護士を出願人の代理人として指定し、かつ、その弁護士の名称、郵便宛先、電子メールアドレス及び弁護士会情報を含めなければならない。

## 商標規則 § 2.32 完全な商標又は役務標章出願の要件

(a) (4) 出願人が、§ 11.1に定義される弁護士であって、§ 11.14に基づいて実務を行う資格を有する者によって代理されているか又は代理されなければならない場合は、その弁護士の名称、郵便宛先、電子メールアドレス及び弁護士会情報

---

出願人が商標規則 § 11.14 に基づく資格を有する弁護士により代理されている場合又は居住地が外国であるために当該弁護士を選任する必要がある場合、出願人は、第1条出願若しくは第44条(a)出願に又は第66条(a)出願のその後の提出物に、個人の弁護士の名称、郵便宛先、電子メールアドレス及び弁護士資格情報を含めなければならない。商標規則 § 2.11(a)、商標規則 § 2.22(a) (20)、商標規則 § 2.32(a) (4)。

弁護士の弁護士資格情報には、次のものが含まれる。(1) 優良な状態にある構成員として当該弁護士が登録された、合衆国の州、コモンウェルス若しくは準州又はコロンビア特別区(以下、総称して「登録州」という)の名称、(2) 指定された登録州における弁護士団への入会日、(3) 登録州において発行される場合には、弁護士免許の番号、及び(4) 登録州における弁護士団で優良な状態にある構成員である旨の陳述。

この情報は、記録上の弁護士(すなわち、主たる弁護士)について提供されなければならない。弁護士は、弁護士に免許を与える登録州が使用している番号を提供しなければならない。この番号は、弁護士番号、会員番号、アカウント番号又は識別番号など種々の名称で呼ばれる。

TEAS 様式の大半は、記録上の弁護士の弁護士資格情報を入力するための特定の欄を含んでいる。出願人若しくは登録人の弁護士の弁護士資格情報及び／又はその弁護士が記載の弁護士団で優良な状態にある構成員である旨の陳述が省略される又は不完全である場合に、審査官は、弁護士資格情報及び／又は弁護士団で優良な状態にある構成員である旨の陳述を求める庁指令を発行する。

弁護士資格情報が要求され、他のすべての未解決の問題が審査官の補正により解決することができる場合、審査官は、未解決の問題について弁護士に電子メール又は電話で連絡し、当該弁護士の弁護士資格情報を入手し、未だ記録されていない場合は優良な状態にある旨の陳述に同意するよう求めることができる。出願人を代理する権限を有する副弁護士もまた、主たる弁護士又は記録上の弁護士資格情報及び優良な状態にある旨の陳述についての審査官の補正を承認することができる。

TEAS 様式の「弁護士情報」ページの弁護士資格情報欄に入力された弁護士資格情報は、非公開となる。TEAS 様式の他の場所に入力された場合、弁護士資格情報は非公開にはならない。審査官が弁護士資格情報を入手し、審査官の補正により入力する場合、当該補正には具体的な情報は含まれず、弁護士資格情報が提供されたことのみが記載される。出願人が弁護士資格情報を USPTO に電子メールで送信した場合、審査官は、出願人の弁護士が非公開とするよう要求しない限り、関連する電子メールの通信を記録の一部とするための通常の手続に従わなければならない、当該情報を非公開とはしない。TMEP § 709.04 参照。

## 602.01 (b) 無効な弁護士識別情報

提出物が明らかに無効な弁護士識別情報(例えば, John Doe(身元不明の名), 疑問符若しくは文字/数字の連続, 一語の名前又は「テスト」という語)を含み, 記載された弁護士が有資格の合衆国免許を有する弁護士ではないと思われる場合又は記載された弁護士が出願人の代理に同意していない場合は, 審査官又は登録後専門官は, 出願人又は登録人に対し, 記載された弁護士が有資格実務家ではないと思われる旨を通知する庁指令を発行しなければならない。このような場合において, 通信は, 当初の出願又は登録後維持書類に指定された宛先の出願人又は登録人に直接送付しなければならない。審査官又は登録後専門官は, 商標データベースの通信欄から弁護士識別情報を削除し, 出願人又は登録人の宛先を入力するよう指示される場合がある。さらに, 外国に居住する出願人の場合, 発行される庁指令は, 有資格合衆国弁護士の選任及び居住地情報(該当する場合)を要件としなければならない。

弁護士識別情報が有効と思われるが, 状況によりその情報の真実性が疑われる場合, 審査官又は登録後職員は, (1) 商標データベースの通信欄から弁護士識別情報を削除し, 出願人又は登録人の宛先を入力し, (2) 出願人又は登録人に対し, 記載された弁護士が, 有資格合衆国弁護士ではないと思われる又は出願人若しくは登録人を代理することに同意していない, 旨を通知する庁指令を発行しなければならない。さらに, 庁指令には, 適切な場合は(弁護士資格を含む)弁護士識別情報の要件, 並びに外国に居住する出願人については有資格合衆国弁護士の選任及び居住地情報(該当する場合)の要件を含めなければならない。

所有者の居住地を提示する要件及び外国居住者の場合には USPTO に対して自己を代理するための有資格合衆国弁護士を選任する要件に関する TMEP § 601.01 を参照のこと。

## 602.02 非弁護士

---

### 商標規則 § 2.17(f) 非法律家。

非法律家は, 本章 § 11.14(b) に記載されている限定的な事情における場合を除き, 代理人として行動することはできない。本章 § 11.14(b) の要件を満たす非法律家が出願, 登録又は手続に関して何らかの種類の措置を取る前に, 出願人, 登録人若しくは手続の当事者又は出願人, 登録人若しくは当事者(例えば, 会社役員若しくは合名会社の無限責任社員)を拘束する法的権原を有する者により署名された権限授与書が提出されなければならない。

### 商標規則 § 11.14(b) 非法律家。

弁護士でない個人は, 商標その他の非特許事項に関し, 庁に対して業務を行うことを認められないが, ただし, 弁護士でない個人であって, 1957年1月1日前に本章に基づいて, 商標事案に関し, 庁に対して業務を行うことを認められていたものは, 商標事案に関し, 庁に対して業務を継続する代理人として認められるものとする。前の文に規定されることを除き, 特許代理人としての登録は, それ自体では, 商標事案に関し, 庁に対して業務を行う権原を与えるものではない。

---

非弁護士は, 商標規則 § 11.14(b) に定められている限定的な状況下を除き, 庁に対して手続することは許されていない。5U.S.C. § 500(b), (d); 商標規則 § 17(f), § 11.14(e)。

非弁護士が庁に対して不正な手続を行っている可能性があるとして USPTO が疑う場合, 出願人又は

登録人は、提供された援助の種類、当該援助を提供した者の身元及び提供又は請求された報酬に関する情報の提供を求められることがある。商標規則 § 2.11(c)。

許可されない業務に関して TMEP § 608.1及びUSPTOに提出される書類の署名に関してTMEP § 611から § 611.06(h)までを参照のこと。

## 602.03 外国の弁護士及び代理人

---

### 商標規則 § 2.17(e) 外国の弁護士及び代理人。

商標事案において庁に対して実務を行うための承認は、 § 11.14(c)の適用を受ける。

### 商標規則 § 11.14(c) 外国人。

- (1) 合衆国の居住者していない外国人弁護士又は代理人であって、(f)に基づく相互承認を求める申請書を提出し、かつ、その者が居住しかつ業務を行っている国の商標官庁において登録された優良な現役構成員であり、かつ良好な道德観念及び評判を有することをOED長官が得心するように証明しなければならない者は、商標事案の提示及び手続遂行に関し庁に対して前記の国に所在する当事者を代理するという限定された目的で承認することができる。ただし、当該国の商標官庁とUSPTOとが、庁に対し商標事案に関して業務を行うことを許可されている者に、実質的に相互主義的特典を許容することについて公式の合意に達することを条件とする。本項(c)に基づく承認は、本項(c)に定める条件が妥当する期間中に限り継続する。
- (2) 本項(c)(1)に基づき権限を付与された外国人弁護士又は代理人が、出願人、登録者又は手続当事者を代理する商標案件では、本規則 § 11.1に定義され、本項(a)に基づき手続を行う資格を有する弁護士も、庁に書類を提出し、庁と連絡を取る代理人として、本規則 § 2.17 (b)及び(c)に基づき選任しなければならない。

### 商標規則 § 11.14(f) 相互承認申請。

本条(c)に基づく相互承認を求める個人は、(c)の規定を満たす証拠を提示することに加え、OED局長に対して相互承認を書面により申請しなければならない。かつ、商標規則 § 1.21(a)(1)(i)により要求される申請手数料を納付しなければならない。

---

一般に、商標規則 § 11.1に定義される弁護士のみが USPTOに対して出願人又は登録人を代理することができる。5 U.S.C. § 500(b), (d);商標規則 § 2.17(a), § 11.14(a), (e)。きわめて限定的な事情において、外国人代理人又は弁護士が居住する国の商標官庁において登録された優良な現役構成員である場合には、当該国に所在する当事者を代理するために、相互承認を求める申請を提出することができる。商標規則 § 11.14(c), (f)。外国人の特許弁護士及び代理人は、商標案件についてUSPTOに対して手続することはできない。商標規則 § 11.14(c)(1) 参照。

外国人弁護士又は代理人は、その外国人弁護士が居住しかつ業務を行う国に所在する当事者を代理することを認められ得る。ただし、次のことを条件とする。

- (1) その者が相互承認を書面によりOED局長に求めかつ 商標規則 § 1.21(a)(1)(i)により要

- 求される手数料を納付し、
- (2) その者が、自己が居住しかつ業務を行う国の商標官庁において登録された優良な現役構成員であることをOED局長が得心するように証明し、
  - (3) 当該外国の商標官庁が、USPTOに対して業務を行うことを許容されている者に対して実質的に相互的な特典を認め、かつ
  - (4) 商標規則 § 11.1 に基づき定義される弁護士が、商標規則 § 2.17(b) 及び(c) に基づき、USPTOに書類を提出し、USPTOが対応する代理人として任命されること。

#### **商標規則 § 2.17(a), 11.14 (c), (f)**

OED局長は、書面による形式によってのみ承認を与える。商標案件に関し、USPTOに対して業務を行うことを承認されていない外国人弁護士又は代理人は、USPTOに対して当事者を代理する前に、十分な時間を取って、相互承認を申請し、承認を取得しなければならない。相互承認の申請は、商標案件においてUSPTOに対して業務を行う前に提出し、承認されなければならない。現在のところ、上記の規準を満たすとして承認され得る外国人弁護士又は代理人は、カナダ知的所有権庁において登録された優良な現役構成員である商標弁護士又は代理人に限られている。カナダの商標弁護士及び代理人に関してTMEP § 602.03(a) 参照。

商標規則 § 11.14(c) の要件を満たしていない個人が、商標案件において出願人又は登録人の代理として不正な業務を行っている疑いがある場合、USPTOの職員は、商標審査政策担当副局長室にこの問題を通報しなければならない。

#### **602.03(a) カナダ人弁護士及び代理人**

現在、カナダ知的所有権庁の商標部門に登録された優良な現役構成員であるカナダ人商標弁護士又は代理人は、商標案件の出願及び手続においてUSPTO登録懲戒局 (OED) 長官から認められる唯一の外国人弁護士又は代理人である。、商標規則 § 11.14 (c) (2) にてUSPTOが認可する資格を有する合衆国弁護士を、出願人又は登録人が代理人としてUSPTOに書類を以て提出し、選任した商標弁護士又は代理人によって代理された商標案件は認められなければならない。商標案件における外国人弁護士及び代理人の承認については、TMEP § 602.03を参照のこと。

商標規則 § 11.14(c) に基づいて承認されるためには、カナダ人商標弁護士又は代理人は、USPTOに対して当事者を代理する前に、相互承認を書面による申請書でOED局長に提出し、かつ、商標規則 § 1.21(a) (1) (i) により要求される手数料を納付しなければならない。申請書は、当該個人が 商標規則. § 11.14(c) の要件を満たしていることを証明する書面を添付し、以下の宛先まで郵送しなければならない。「OED Director, Mail Stop OED, Director of the U.S. Patent and Trademark Office, P. O. Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450」商標規則 § 11.14(f)。

カナダ人商標弁護士又は代理人は、一旦OEDに承認されたときは、カナダに所在する当事者に限り代理することができる。商標規則 § 11.14(c) (1)。従って、その者は、USPTOに対して、合衆国又はその他の外国に所在する当事者を代理することはできない。例えば、カリフォルニア

ア州に居住しかつカナダにおける郵便宛先を利用できるカナダ国民を代理することはできない。

相互承認されたカナダ人商標弁護士又は代理人は、カナダに所在する依頼人の代理として、次のことを行うことができる。

新規出願を作成し、署名し、提出すること；応答及び他の正式な通信を含む、出願及び登録に関連するその他の提出物の作成及び署名をすること（ただし、有資格合衆国弁護士が当該提出物を提出しなければならない）；それ以外の点において依頼人の代理として、審査官又は審査官補助職員と電話又は電子メールで非公式に連絡を取り、出願状況、審査官による庁指令の内容及び庁指令に対する可能な応答について協議することができるが、審査官補正は選任された有資格合衆国弁護士が承認しなければならない；及びUSPTOの通信の写しを受領すること。商標規則 § 11.5(b)(2) 参照。

カナダ人商標弁護士又は代理人が商標事案の出願人又は登録人の代理人として選任される場合又は副の指定弁護士として商標案件を代理する場合、又はUSPTO職員は、たとえその弁護士又は代理人がTEASを通じて書類を提出し、かつ、自己がOEDにより承認を受けた権限を有するカナダ人弁護士又は代理人であることを示すとしても、その者がOEDにより承認を受けていることを真実宣言しなければならない。TEASの書式に関するTMEP § 611.02(a) 参照。

OEDは、承認されたカナダ人弁護士又は代理人の統合一覧を備えるものとする。

USPTO職員は、当該カナダ人商標弁護士又は代理人がOEDにより承認されていることを真実宣言した後、記録の包袋に適切な注記を付さなければならない。その者がOEDにより承認されていなかった場合は、USPTOは、その者が提出したすべての書類を、権原を有さない者が提出した書類として扱うものとする。かかる書類の処理に関する情報について、TMEP § 611.05から § 611.05(c) までを参照のこと。

#### **602.03(b) 外国人弁護士又は代理人が提出しても受理されない書類**

商標規則 § 11.14(c) (TMEP § 602.03参照) に基づいて相互承認を有しない外国人弁護士又は代理人は、USPTOに対して手続を行う権限は有さない。従って、かかる外国人弁護士又は代理人は、出願書類、応答、登録後の維持目的の書類若しくはUSPTOに提出すべきその他の書類を作成すること、庁指令に対する応答に署名すること又は出願人若しくは等登録人の代理としてUSPTOと通信することはできない。書類を作成すること、出願に対する補正を許可すること及び要求又は拒絶に対して法的応答主張を提出することは、すべて、商標事案に関する当事者の代理行為の例である。商標規則 § 11.5(b)(2)；TMEP § 608.01 参照。

商標規則 § 11.14(c) の要件を満たさない外国人弁護士又は代理人が、商標事案に関する当事者の代理人として選任されたか又は行動する場合は、USPTO は、当該弁護士又は代理人から提出されたすべての書類を、不適切な当事者から提出された書類として扱い、かつ、TMEP § 611.05から § 11.05(c) までに定める手続に従うものとする。

## 602.03(c) 国際登録の所有者の代理人

商標法第66条(a), 商標規則 § 1141f(a) に基づく出願, すなわち, 合衆国への保護拡張請求の場合は, 世界知的所有権機関の国際事務局 (IB) から伝達された出願人の選任代理人は, USPTOに対して手続する権限を与えられていない。ただし, 商標規則 § 11.14(a), (c) 及び(f) の要件を満たす者は除く。商標法第66条(a)の出願の通信に関するTMEP § 609.01(a)号及びUSPTOに提出された文書への署名に関するTMEP § 611から611.06(h)を参照のこと。



## 603 行動標準

### 商標規則 § 11.15

有資格実務家の承認拒絶。庁に出頭することを許可されている有資格実務家は、庁の規定に従って、保留、排除又は譴責の対象とされることがある。庁に基づいて保留又は排除の対象とされた有資格実務家は、保留又は排除されている間、特許、商標又はその他の非特許事項に関し庁に対して業務を行ってはならない。

連邦行政命令集第37編第11部は、USPTOに対する他人の代理行為に関係している。

第11部は、USPTOに対して業務を行うことができる個人を特定かつ定義し、調査及び懲戒手続に関する手順を記載し、かつ、専門職の行動及び責任に係る規則を定める。

## 604 代理人の承認

### 604.01 代理人として承認される3つの方法

---

#### 商標規則 § 2.17(b)

(1) 代理人としての有資格実務家の承認。商標事案における代理人として承認されるために、本章 § 11.14に基づいて資格を有する実務家は、次のことをすることができる。

- (i) 本条(c)の要件を満たす委任状を提出すること
- (ii) 出願人、登録人又は手続の当事者であって、本章 § 11.14に基づいて資格を有する他の事務所に属するものにより既に代理されていないものの代理として書類に署名すること、又は
- (iii) 本章 § 11.14に基づいて資格を有する他の事務所に属するものにより既に代理されていない出願人、登録人又は手続の当事者の代理として、庁に提出された書類の中で、代理人として指名されることによって自ら出頭すること

(2) 代理行為の授権。本章 § 11.14に基づいて資格を有する実務家が、本条(b)に従って自ら書類に署名するときは、その者の出頭又は署名は、その者が代理している個人又は組織体から代理することを授権されている旨を庁に対して表示しているものとする。庁は、代理の資格で行動する権原の更なる証拠を要求することができる。

---

代理人として承認されるために有資格合衆国弁護士は、次のことを実施するものとする。

個人の出願人若しくは登録人若しくは法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権限を有する者（例えば、会社役員又は合名会社の無限責任社員）によって署名された委任状を提出すること

出願人若しくは登録人であって、異なる事務所の有資格実務家により未だ代理されていないものの代理として書類に署名すること、又は

異なる事務所に属する有資格合衆国弁護士が、未だ代理していない出願人若しくは登録人の代理としてUSPTOに提出された書類の中で代理人として特定されることによって出頭すること

**商標規則 § 2.17(b)**。外国人弁護士又は代理人であって、商標規則 § 11.14(c)に従ってOED局長により承認されていない者は、出願人の有資格合衆国弁護士に対して追加された代理人として承認してはならない。商標規則 § 11.14(c)参照。

一般に、有資格合衆国弁護士は、異なる事務所に属する他の合衆国弁護士有資格者が先に選任されていない限り、商標事案に関して委任状を提出すること又は特別の権原を取得することを要しない。出願人又は登録人の代理として書類に署名又は出頭する有資格合衆国弁護士は、当該の出願人又は登録人の代理人として認められるものとする。商標規則 § 2.17(b) (2)。例えば、有資格合衆国弁護士は、出願人により署名された出願において、当該出願に関して記録上の弁護士として真実宣言されている場合、当該有資格者は、出願人の代理人として承認される。商標規則 § 2.17(b) (2)参照。

有資格合衆国弁護士からの電話も電子メールも、商標規則 § 2.17(b)(1)(iii)の「出頭」の要件を満たさない。ただし、庁指令の発出後、自発的かつ応答の前に、有資格合衆国弁護士は、署名済みの書類を記録用に提出するか、又は、有資格合衆国弁護士によって未だ代理されていない出願人若しくは登録人に代わって提出された書類において代理人として特定することで、USPTOは当該有資格者を認めることができる。商標規則 § 2.17(b)(1)(ii) - (iii), (b)(2) 参照。

商標規則 § 2.17(b)(1)の要件を満たさない個人は、代理人として承認されず、かつ、応答に署名し又は出願の補正を許可することができない。かかる書類への署名に関して TMEP § 611.03 (b) 参照。さらに、有資格者の事前の許可又は認識なしに、出願人、登録人又は手続当事者の代理人として、当該有資格者の虚偽、不正又は誤認により指定された者は、代理人としては認められない。37 C.F.R § 2.17(b)(4)。

一旦USPTOが有資格合衆国弁護士を出願人又は登録人の代理人として承認したときは、USPTOは当該有資格者又は同一の事務所に所属する他の有資格合衆国弁護士とのみ連絡を取りかつ業務を行うものとする。商標規則 § 2.18(a)(2) 参照。USPTOは、出願人若しくは登録人又は異なる事務所に所属する他の有資格合衆国弁護士とは直接には業務を行わないものとする。ただし、出願人若しくは登録人が新規の委任状を提出及び／若しくは先の委任状の取消をするとき、商標規則 § 2.17(g)に基づき弁護士に対する授権が終了したとみなされるとき、弁護士が辞任するとき、又は、USPTOに対する商標案件の業務から停止若しくは排除されたときはこの限りでない。承認の存続期間に関してTMEP § 604.03, 複委任状に関して § 605.03, 委任状の取消に関して § 606及び記録上の弁護士の辞任に関して § 607を参照のこと。

通信宛先の変更に関してTMEP § 609.01及び § 609.02から § 609.02(f)まで並びに委員会の手続の当事者の代理に関してTBMP § 114から § 114.08までを参照のこと。

## 604.02 所要の弁護士会情報

---

### 商標規則 § 2.17 代理行為の承認

(b)(3) 所要の弁護士会情報。本規則 § 11.14(a)に基づく有資格実務家は、自己が優良な状態にある現役構成員である § 11.1に定義される州の名称、指定された州の弁護士会への入会日及び指定された州によって発行されている場合は弁護士会免許番号を提供するよう要求される。有資格実務家は、自己が指定された州の弁護士会の優良な状態にある現役構成員であることの証拠を提出するよう要求されることがある。

---

有資格合衆国弁護士は、出願人又は登録人を代理するために、USPTOに弁護士情報を提供することが要求される。商標規則2.17 (b)(3)。

他の弁護士識別情報に加え、弁護士資格情報についての詳細は、TMEP § 602.01(a) 参照。

## 604.03 承認期間

---

### 商標規則 § 2.17(g) 承認期間

(1) 代理人としての承認の適用上、庁は、出願係属中に提出された委任状は、当該標章が登

録されたとき、所有者が変更したとき又は出願が放棄されたときに終了するものとみなす。

(2) 庁は、登録後に提出された委任状は、当該標章が取り消されるか若しくは失効したとき又は所有者が変更したときに終了するものとみなす。

商標法第8条、第12条(c)、第15条若しくは第71条に基づく宣誓供述書、同法第9条に基づく更新出願又は同法第7条に基づく補正若しくは訂正の請求に関連して委任状が提出された場合は、委任状は、提出物の受理又は最終的拒絶のときに終了するものとみなす。

---

**係属している出願。**代理人承認の適用上、USPTOは、出願係属中における適格な有資格合衆国弁護士としての承認は、当該標章が登録されたとき、所有者が変更されたとき又は出願が放棄されたときに終了するものとみなす。商標規則 § 2.17(g)(1)。

**登録後。**庁の登録維持課による代理人承認の適用上、USPTOは、法第1058条、第1062条(c)、第1065条若しくは第1141k条に基づく宣誓供述書（第8条、第12条(c)、第15条又は第71条に基づく宣誓供述書）、法第1059条に基づく更新出願（第9条更新出願）又は法第1057条に基づく補正若しくは訂正の請求（第7条請求）に関連して設定されたものとみなす。商標規則 § 2.17(g)(2)。

前記各書類の提出の間に経過する期間の長さ（10年以上になる可能性もある）にかんがみ、USPTOは、新規の委任状及び／又は先の委任状の取消状が欠けていても、これらの書類何れかに登録人として署名又は記載されている有資格合衆国弁護士を承認するものとする。

**例 1：**ある有資格合衆国弁護士(弁護士A)が § 8にいう宣誓供述書を送付し、USPTOは当該宣誓供述書に関連して庁指令を発出する。異なる事務所に所属する他の有資格合衆国弁護士(弁護士B)が当該通知書に応答することを希望する場合は、弁護士Bは、USPTOが応答に関して手続を取るか又は弁護士Bと連絡を取る前に、登録人又は登録人を拘束する法的権原を有する者（例えば、会社役員又は合名会社の無限責任社員）により署名された新規の委任状及び／又は先の委任状の取消状を提出しなければならない。

**例 2：**ある有資格合衆国弁護士(弁護士A)が署名又は第8条にいう宣誓供述書における登録人の弁護士として特定され、かつ、USPTOは当該宣誓供述書を受理している。異なる事務所に所属する他の有資格合衆国弁護士(弁護士B)が後日第7条請求を提出した場合は、USPTOは、新規の委任状及び／又は先の委任状の取消状が提出されたか否かに拘らず、弁護士Bを承認し、これと通信を行う。

**例 3：**有資格合衆国弁護士(弁護士A)が第8条にいう宣誓供述書を送付し、USPTOが当該宣誓供述書と関連して通知書を送付する。異なる事務所に所属する他の有資格合衆国弁護士(弁護士B)が第7条の請求書を提出することを希望する場合は、USPTOが第8条の宣誓供述書を受理するか又はその最終的拒絶書を発行する前に、弁護士Bは、USPTOが第7条の請求に関して手続を取るか又は弁護士Bに通信する前に、登録人又は登録人を拘束する法的権原を有する者（例えば、会社役員又は合名会社の無限責任社員）によって署名された新規の委任状及び／又は先の委任状の取消状を提出しなければならない。

また、USPTOは、登録が取り消され若しくは失効したとき又は所有者が変更したときに、有資

格合衆国弁護士の承認は終了したものとみなす。商標規則 § 2.17(g) (2)。登録後に提出された委任状に関してTMEP § 605.04参照。

**所有者の変更。** 代理人としての承認について、USPTOは、所有者が変更した時点で、出願又は登録に関連する代理人の承認は終了したものとみなす。商標規則 § 2.17(g)。所有者の変更が記録された後、新たな有資格合衆国弁護士が出頭又は新たな所有者の代理としての書類に署名した場合は、USPTOは、新規の委任状及び／又は先の委任状の取消状が欠けていた場合でも、その弁護士と通信し、業務を行うものとする。商標規則 § 2.17(b) (1) (ii) - (iii)。新たな所有者の代理として先に承認されていた有資格合衆国弁護士が出頭した場合（これは、新たな所有者が関連会社である場合に生じる可能性がある）、USPTOはその有資格実務家と引き続き業務を行い、通信するものとする。先に承認されていた有資格合衆国弁護士は新たな所有者により署名された新規の委任状及び／又は先の委任状の取消状を提出しなくてよい。所有者の変更の記録後の通信に関してTMEP § 609.02(f) 参照。

#### **USPTOにおける情報及び弁護士に関する効力。**

**記録。** 上述の状況において、USPTOが代理人の承認が終了したとみなすときは、USPTOは、以下に特定される場合を除き、商標データベースにおける弁護士及び通信宛先を自動的に変更しないものとする。なぜならば、先に承認されていた有資格合衆国弁護士がなお出願人又は登録人を代理しており、引き続き通信を受領することを希望する場合がありますからである。USPTOは、先に承認されていた有資格合衆国弁護士が出願人又は登録人の代理として出頭し又は書類に署名する場合は、引き続きその者を承認するものとする。商標規則 § 2.17(b) (1) (ii) - (iii)。ただし、新たな有資格合衆国弁護士が出頭し又は書類に署名した場合は、USPTOは、商標規則 § 2.17(b) (1) (ii) - (iii)に従って新たな有資格者を承認し、新規の委任状及び／又は先の委任状の取消状を要求することなくその者と通信するものとする。通信宛先の変更に関してTMEP § 609.02から § 609.02(f) まで参照。

**審判部の手続。** 審判部の手続の当事者の代理に関してTBMP § 114から § 114.08まで及び審判部の手続における通信に関してTBMP § 117から § 117.03までを参照のこと。

#### **604.04 弁護士の変更**

一旦、USPTOが、ある有資格合衆国弁護士を出願人又は登録人の代理人として承認したときは、異なる事務所に所属する新たな有資格合衆国弁護士が当該の出願人又は登録人を代理することは、次に掲げる時まで許容されない。

- (1) 出願人又は登録人が先の委任状を取り消すまで；
- (2) 出願人又は登録人が新たな有資格合衆国弁護士を指名する新規の委任状を提出するまで；
- (3) 商標規則 § 2.17(g) に従い、それまで承認されていた合衆国弁護士の承認が終了したとみなされるまで；又は
- (4) 先に承認された合衆国弁護士が、取り下げるまで、又は、USPTOに対する商標案件の業務から停止若しくは排除された場合。

商標規則 § 2.18(a)(2), § 11.15(b)。かかる措置が取られるまでは、新たな有資格合衆国弁護士は、庁の通知書に対する応答に署名することも、審査官の補正書又は優先指令書の発出を許可することも、出願を明示的に放棄することも、通信宛先の変更を許可することも、その他の方法で出願人又は登録人を代理することもできない。商標規則 § 2.17(a) 参照。

出願人又は登録人が既に有資格合衆国弁護士により代理されており、かつ、異なる事務所に所属する新たな有資格合衆国弁護士が当該の出願又は登録に関して手続を取ることを希望する場合は、その新たな合衆国弁護士有資格者は、先の委任状の取消状及び／又は当該新たな合衆国弁護士を指名する新規の委任状であって、個人の出願人若しくは登録人又は法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者（例えば、会社役員又は合名会社の無限責任社員）により署名されたものを、USPTOが新たな有資格合衆国弁護士による提出物を受理するか又は新たな合衆国弁護士に連絡する前に提出しなければならない。商標規則 § 2.18(a)(2) 参照。新たな合衆国弁護士は、先の委任状の取消状に自ら署名してはならない。委任状の要件に関して 商標規則 § 2.17(c) 及び TMEP § 605.01, 委任状の取消に関して TMEP § 606, 及び記録された弁護士の辞任に関しては § 607 を参照のこと。

取消状及び／又は新規の委任状なしに、新たな有資格合衆国弁護士が応答書、補正書又は通信宛先の変更請求書に署名した場合は、USPTOは、これらを不適切な当事者により提出された書類として扱い、TMEP § 611.05 から § 611.05(c) までの手続に従うものとする。弁護士又は代理人の承認期間に関しては § 604.03 を参照。

審判部の手続の当事者の代理に関して TBMP § 114 から § 114.08 まで及び審判部の手続における通信に関して TBMP § 117 から § 117.02 までを参照のこと。

## 605 委任状

### 605.01 委任状の要件

---

#### 商標規則 § 2.17(c) 委任状の要件。

委任状は次のようなものでなければならない：

- (1) 本章 § 11.14の要件を満たす少なくとも 1 の有資格実務家を名称により指定し、かつ
  - (2) 個人の出願人、登録人若しくは庁の下で係属中の手続の当事者によって又は当該出願人、登録人若しくは当事者を拘束する法的権原を有する者（例えば、会社役員又は合名会社の無限責任社員）によって署名されること。共同出願人又は共同登録人の場合は、全員が署名しなければならない。一旦出願人、登録人又は当事者が本章 § 11.14に基づいて業務を行う資格を有する実務家を指定したときは、当該有資格実務家は、出願人、登録人又は当事者を代理する権原を有する追加的な人数として他の有資格実務家を選任する複委任状に署名することができる。出願人、登録人又は当事者が原委任状を取り消した場合は( § 2.19 (a)), 権限が取り消された有資格実務家によって署名された複委任状は、当該取消により消滅する。複委任状に署名した有資格実務家が辞任した場合は ( § 2.19(b)), 辞任する有資格実務家によって署名された複委任状は、辞表が庁により受理されたときに消滅する。
- 

委任状は、(1) 少なくとも1の個人の有資格合衆国弁護士を名称により指定し、かつ、(2) 個人の出願人若しくは登録人又は法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者（例えば、会社役員又は合名会社の無限責任社員）によって署名されなければならない。共同出願人又は登録人の場合は、全員が署名しなければならない。商標規則 § 2.17 (c), § 2.193(e) (3)。電子的に送付される書類の署名に関してTMEP § 611.01(c)参照。

有資格合衆国弁護士は、自己の依頼人の代理として原委任状に署名することはできない。追加の弁護士を既に承認されている弁護士と関係付けるもの以外の原委任状(TMEP § 605.03)は、個人の出願人若しくは登録人又は法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者（例えば、会社役員又は合名会社の無限責任社員）によって署名されなければならない。商標規則 § 2.17(c) (2)。

商標案件において委任状の提出は必須ではない。出願人又は登録者のために代理人でない弁護士が文書に署名する場合、又は USPTOに提出する文書の中で代理人として特定される場合、USPTOは、有資格合衆国弁護士を出願人若しくは登録人の代理人として承認するために別途署名された委任状を要求しない。商標規則 § 2.17(b) (2) 参照。USPTOは、出願人若しくは登録人の代理について、追加情報又はUSPTOに対する弁護士の権原若しくは適格性の証明の提供を要求することができる。商標規則 § 2.17(b) (2) - (3)。

有資格合衆国弁護士を代理人として承認することができる3つの方法に関してTMEP § 604.01, 新規の出願に係る通信宛先の設定に関して § 609.01及び通信宛先の変更請求書がない場合に、USPTOが通信宛先を有資格合衆国弁護士の通信宛先に変更する限定的な状況に関して § 609.02(a) 参照。

ただし、出願人又は登録人が既に有資格合衆国弁護士により代理されており、かつ、新たな有資格合衆国弁護士が当該の出願又は登録に関して手続を取ることを希望する場合は、新たな有資格合衆国弁護士は、USPTOが新たな有資格合衆国弁護士による提出物を受理するか又はこれに連絡する前に、個人の出願人若しくは登録人又は法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権限を有する者（例えば、会社役員又は合名会社の無限責任社員）によって署名された新規の委任状又は先の委任状の取消状を提出しなければならない。商標規則 § 2.18(a)(2)(i)。弁護士の変更に関してTMEP § 604.04、委任状の取消に関して § 606及び法人を拘束する法的権限を有する者に関して § 611.06を参照のこと。

2以上の有資格合衆国弁護士が委任状において指名されており、かつ、1の弁護士が事務所を変更した場合は、指名されている有資格合衆国弁護士の何れかが、新たな通信宛先を記載した通信宛先の変更請求に署名し、提出することができる。新たな通信宛先が新たな事務所にある場合でも、同様である。指名されている弁護士が事務所を変更したとき、出願人又は登録人により署名された新規の委任状を提出することを要しない。通信宛先の変更に関してTMEP § 609.02から § 609.02 (f)まで参照。

#### 605.02 複数の出願又は登録に係る委任状

---

##### 商標規則 § 2.17(d) 複数の出願又は登録に係る委任状。

出願又は登録の所有者は、同一の所有者名の出願又は登録について、§ 11.14に基づく有資格実務家を所有者の代理人として任命することができる。

---

出願人又は登録人は、同一の所有者及び有資格合衆国弁護士を有するすべての既存の出願又は登録に関して所有者を代理するための資格を有する弁護士を選任することができる。商標規則 § 2.17(d)。

#### 605.03 複委任状

---

##### 商標規則 § 2.17(c)(2)

一旦出願人、登録人又は当事者が本章 § 11.14に基づいて業務を行う資格を有する実務家を指定したときは、当該有資格実務家は、出願人、登録人又は当事者を代理する権原を有する追加的な人数として他の有資格実務家を選任する複委任状に署名することができる。出願人、登録人又は当事者が原委任状を取り消した場合は(§ 2.19 (a))、権限が取り消された有資格実務家によって署名された複委任状は、当該取消により消滅する。複委任状に署名した有資格実務家が辞任した場合は (§ 2.19(b))、辞任する有資格実務家によって署名された複委任状は、辞表が庁により受理されたときに消滅する。

##### § 2.193(e) 署名すべき適正な者。商標通信及び署名要件

商標出願又は登録に関して提出された書類は、本条規則(e)の(1)から(9)に規定により署名されなければならない。



(3) **委任状及び委任の取消。** 委任状及び委任の取消は、出願人、登録人若しくは庁に対する  
手続当事者により、又は出願人、登録人若しくは当事者に法的権限を有する者（例えば会社  
役員又は合名会社の無限責任社員）により、署名されなければならない。共同出願人、登録  
人又は当事者の場合は、全員が署名しなければならない。一旦出願人、登録人又は当事者が  
有資格実務家を指定したときは、その有資格実務家は、出願又は登録手続を行うことを授権  
された追加の者として別の有資格実務家を指名する複委任状に署名することができる。出願  
人、登録人又は当事者が原委任状を取り消した場合は、その取消は、委任が取り消された有  
資格実務家により署名された複委任を消滅させる。複委任状に署名した有資格実務家が辞任  
した場合は、その辞任は、辞任請求を庁が受理したときに、辞任の有資格実務家が署名した  
複委任状を消滅させる。

---

一旦出願人又は登録人が有資格合衆国弁護士を指定すると、当該弁護士は、当該出願人又は  
登録人を代理する権限を与えられた追加の者として他の弁護士有資格者一異なる法律事務所  
に所属する者を含む一を選任して、複委任状に署名することができる。ただし、異なる法律  
事務所に所属する複弁護士を選任しても、出願人又は登録人によって指定された弁護士の通  
信宛先に変更はないことに注意のこと。商標規則 § 2.18(a)(2) ; TMEP § 609, § 609.01から §  
609.02(b)まで参照。

出願人又は登録人が原委任状を取り消した場合は、委任状を取り消された弁護士によって署  
名された複委任状も消滅する。商標規則 § 2.17(c)(2)。

複委任状に署名した弁護士が辞任した場合は、辞任する弁護士によって署名された複委任状  
もUSPTOが辞表を受理したときに消滅する。商標規則 § 2.17(c)(2)。

#### **605.04 登録後に提出された委任状**

代理人承認の適用上、USPTOは、係属中の出願に関する承認は、登録の時点、出願が放棄され  
た時点又は所有者が変更された時点で、終了したものとみなす。商標規則 § 2.17(g)(1)。 §  
8, § 12(c), § 15若しくは § 71に基づく宣誓供述書、 § 9の更新出願又は § 7の請求との関連  
で提出された承認は、提出の受理又は最終的拒絶の時に終了したものとみなす。商標規則 §  
2.17(g)(2)。TMEP § 604.03。

また、登録後に提出された委任状に関してTMEP § 1612, 登録後の連絡宛先の変更に関して §  
609.02(e) を参照のこと。

---

**商標規則 § 2.19(a) 取消**

(1) 庁に対して出願人、登録人又は手続の当事者を代理する権原は、商標事案の手続の如何なる段階においても、出願人、登録人若しくは手続の当事者又は出願人、登録人若しくは当事者を拘束する法的権原を有する者（例えば、会社役員又は合名会社の無限責任社員）によって署名された通知書により取り消すことができる。共同出願人又は共同登録人の場合は、全員が署名しなければならない。

(2) 委任状が取り消されたときは、庁は、出願人、登録人若しくは手続の当事者に直接又は適切な場合は新たな弁護士若しくは国内代理人に連絡するものとする。

(3) 通信宛先の変更請求は、委任状を取り消すものではない。

(4) § 2.17(c)の要件を満たす新規の委任状は、先の委任状の取消状として扱われるものとする。

---

一旦、有資格合衆国弁護士が出願人又は登録人の代理人として承認されたときは、出願人又は登録人は取消状を提出することにより委任状を取り消すことができる。

**署名。**取消状は、個人の出願人若しくは登録人又は法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権限を有する者（例えば、会社役員又は合名会社の無限責任社員）自らによって署名されなければならない。共同出願人又は共同登録人の場合は、全員が署名しなければならない。商標規則 § 2.19(a), 2.193(e)(3)。社内弁護士が、法人の出願人又は登録人を拘束する法的権限を有する場合（すなわち、社内弁護士が会社役員又は合名会社の無限責任社員である）にのみ、取消に署名をすることができる。

また、現在の記録上の弁護士は、委任状の取消状に署名して出願人又は登録人を代理する自らの権限を取り消すことができない。

さらに、当該弁護士は記録上の弁護士としての取下請求に署名し、これを提出すること (TMEP § 607参照)、又は出願人若しくは登録人又は法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権限を有する者により署名された取消状を提出することができる。

新たな有資格合衆国弁護士は、一般に、先の委任状の取消状に署名することができない。ただし、新たな弁護士が法人の出願人又は登録人を拘束する法的権限を有する場合（例えば、社内弁護士が会社役員又は合名会社の無限責任社員である場合）を除く。

新たな有資格合衆国弁護士、委任状の取消及び／又は新規に選任された委任状を、TEASを通じて出願人若しくは登録人自ら提出することができる。

電子署名に関するTMEP § 611.01(c)を参照。新たな有資格合衆国弁護士は、取消様式に署名してはならない。商標規則 § 2.19(a)(1)。

**通信宛先に対する効果。**出願人又は登録人が先の委任状の取消状と共に新規の委任状を提出した場合は、新規の委任状にある宛先が記録上の通信宛先となる。出願人又は登録人が新規の委任状を伴わずに取消状を提出した場合は、通信は、以後、出願人若しくは登録人に直接、送付される。TMEP § 609.02, § 609.02(a)参照。

**取消状として扱われる新規の委任状。** 出願人又は登録人が新たな有資格合衆国弁護士を自己の代理人として指名する新規の委任状を提出した場合は、これは、たとえ出願人又は登録人が具体的に先の委任状を取り消さなくても、先の委任状の取消状として扱われるものとする。商標規則 § 2.19(a)(4)。この指名は、先に承認された複委任状の承認も取り消される。商標規則 § 2.17(c)(2)。

**登録後に提出された取消状の処理。** USPTOは、代理人としての承認の適用上、係属中の出願における有資格合衆国弁護士の承認を登録と共に終了したものとみなす。商標規則 § 2.17(g)(1)。§ 8, § 12(c), § 15若しくは § 71にいう宣誓供述書, § 9の更新出願又は § 7の請求に関連して承認が設定された場合、当該承認は、当該請求の受理又は最終的拒絶の時点で終了したものとみなす。商標規則 § 2.17(g)(2) ; TMEP § 604.03。

**審判部の手続。** 審判部の手続の当事者を代理する権限の取消に関してTBMP § 116.01参照。

---

**商標規則 § 2.19 弁護士の取消又は辞任**

(b) 弁護士の辞任。

§ 11.116の要件が満たされている場合は、商標事案において出願人、登録人又は手続当事者を代理する権原を与えられた有資格実務家は、長官に対する申請をし、かつ、長官による承認を得て、又は該当するときは商標審理審判部による申立承認を得て、辞任することができる。有資格実務家は、自らの辞任の意図を依頼人に通知した後直ちに辞任請求書を提出しなければならない。当該請求書は、次の事項を含んでいなければならない。

(1) 出願番号、登録番号又は手続番号

(2) 辞任請求の理由についての陳述書、及び

(3) 次の何れか

(i) 有資格実務家が職務を辞任し、かつ、必要書類を庁に提出する予定である旨を依頼人に通知したこと、依頼人が、該当する場合は応答期間満了の少なくとも2月前に辞任の通知を受けたこと、有資格実務家が、依頼人が権原を有する出願、登録又は手続に関する実務家のファイル中のすべての書類及び所有物を依頼人に手渡したこと、更に、有資格実務家が然るべき応答及び応答の期限について依頼人に通知したことを述べた陳述書、又は

(ii) 2以上の有資格実務家が登録されている場合は、共同弁護士による代理が係属する旨の陳述書

**商標規則 § 11.116 代理の辞退又は終了**

(a) (c)にあるものを除き、実務家は、次の場合には、依頼人の代理を行わない又は代理が開始されているときには依頼人の代理を辞任しなければならない。

(1) 当該代理が、USPTOの行動規範又は他の法律に違反する結果をもたらす場合

(2) 実務家の身体的又は精神的な状態により依頼人を代理する実務家の能力が著しく損なわれる場合、又は

(3) 実務家が解任された場合

(b) (c)にあるものを除き、次の場合には、実務家は依頼人の代理を辞任することができる。

(1) 依頼人の利益に重大な悪影響を及ぼすことなく、辞任が可能である場合

(2) 依頼人が、犯罪又は詐欺であると実務家が合理的に信じる実務家の業務に関わる一連の行為に固執する場合

(3) 依頼人が実務家の業務を利用して犯罪又は詐欺を行った場合

(4) 依頼人が、実務家が矛盾すると考える又は実務家が基本的に同意しない行為を行うよう主張した場合

(5) 依頼人が、実務家の業務に関して実務家に対する義務を実質的に履行せず、かつ、その義務が履行されない限り、実務家が辞任することを合理的に警告された場合

(6) 代理が、実務家にとって不合理な経済的負担をもたらし、又は依頼人により不合理に困難なものとなった場合、又は

(7) その他の正当な辞任理由がある場合

(c) 実務家は、代理を終了する場合、審判所への通知又は審判所の許可を必要とする適用法に従わなければならない。審判所から命じられた場合は、実務家は、代理を終了する正当な理由に拘らず、代理を継続しなければならない。

(d) 代理を終了する場合、実務家は、依頼人に合理的な通知を行い、他の弁護士を雇用するための時間を与え、依頼人が権原を有する書面及び財産を引き渡し、得るべきではない又は発生しなかった手数料又は費用の前払いを返金するなど、依頼人の利益を保護するために合理的に実行可能な範囲で対策を講じなければならない。実務家は、他の法律で許可される範囲において、依頼人に関する書類を保持することはできる。

弁護士は、商標規則 § 11.116(b)に記載される理由、例えば、実務家が基本的に同意しない行為に依頼人が固執する場合又は代理が実務家に不合理な経済的負担をもたらす場合などには、許容的に代理を辞任することができる。

代理が USPTO の行動規範若しくは他の法律に違反する場合又は実務家が出願人若しくは登録人から解任された場合など、商標規則 § 11.116(a)に記載される理由により、弁護士は代理を辞任しなければならない。

以前、商標規則 § 10.40に記載されていた弁護士としての辞任に係る要件は、商標規則 § 11.16に記載されている。弁護士は、商標事案において代理する行為をやめるためには、商標規則 § 2.19(b)に記載されている許可及び通知の要件に従わなければならない。商標規則 § 11.116(c)（「有資格実務家は、代理を終了する際、審判所への通知又は審判所の許可を要求する適用法に従わなければならない」旨を定めるもの）参照；また、商標規則 § 11.1（「審判所」には「庁」が含まれる旨を定義するもの）参照。これらの要件は、辞任が強制的であるか許容的であるかに拘らず、すべての辞任請求に適用される。USPTOはまた、これらの要件を、書類に署名することによって又は以前は代理されていなかった出願人若しくは登録人の代理として提出された書類において代理人として特定されることによって承認された、有資格合衆国弁護士に適用する。商標規則 § 2.17(b)(1)(ii) - (iii) ; TMEP § 604.01参照。

**出願人又は登録人を害してはならない。**有資格合衆国弁護士は、出願人又は登録人を害するようなやり方でやめることはできない。商標規則 § 11.116(b)。Legendary Inc. 事件, 26 USPQ2d 1478 (Comm' r Pats. 1992) (庁指令に対する応答期間の最後の日に弁護士の辞任請求が提出され、かつ、弁護士が、出願人は弁護士の職辞任の適正な通知を与えられたこと、また、弁護士は出願の手続遂行に関する自己のファイル中のすべての書類及び財物を出願人に引き渡したことの何れも陳述しなかった場合について、弁護士による当該請求を拒絶するもの)。

**TEAS様式。**辞任請求は、USPTOの弁護士記録／更新データベースに、委任状終了後の弁護士辞任請求の様式を使用して、提出しなければならない。TEAS様式には以下の要件が組み込まれている。

**請求に係る要件。** 辞任請求には、次のものを含めなければならない。

- (1) 辞任の請求に係る理由の陳述書、
- (2) 出願連番又は登録番号、及び
- (3) 次のものの何れか

当該弁護士が、自己は職を辞し、所要の書類をUSPTOに提出するつもりである旨、依頼人は該当する場合は応答期間満了の少なくとも2月前に辞任通知を送付された旨、当該弁護士は出願又は登録に関する自己のファイル中の依頼人が権利を有するすべての書類及び財物を依頼人に引き渡した旨並びに当該弁護士は期限が到来するかもしれないすべての応答又はその他の提出物及び当該応答又は提出物の期限を依頼人に通知した旨の適正な通知を依頼人に送付した旨の陳述書（商標規則 § 11.116(d)参照）。Slack事件, 54 USPQ2d 1504 (Comm' r Pats. 2000) ; 又は

複数の記録上の有資格合衆国弁護士が存在する場合は、共同弁護士の1による代理を実施中である旨の陳述書

#### **商標規則 § 2.19(b)。**

残存している応答期間の満了の少なくとも2月前に辞任通知が依頼人に送付された旨の陳述の要件は、当該弁護士が、前記応答期間の残余が2月未満であるときに自己の代理が出願人又は登録人により終了された旨を陳述する場合には適用されない。

辞任請求は、弁護士が辞任する意図を出願人又は登録人に通知したすぐ後に提出しなければならない。商標規則 § 2.19(b)。

これらの要件は、辞任が義務的であるか又は任意的であるかに拘らず、すべての辞任請求に適用される。有資格合衆国弁護士が以前に代理していなかった出願人若しくは登録人の代理として提出された書類に署名する場合又は代理人として特定されることを承認された場合にも、USPTOはこれらの要件を適用する。商標規則 § 2.17(b) (1) (ii) - (iii) ; TMEP § 604.01参照。

**登録後に提出される請求。** 代理人承認の適用上、USPTOは、承認が登録と共に終了したものとみなす。商標規則 § 2.17(g) (1)。 § 8, § 12(c), § 15若しくは § 71にいう宣誓供述書, § 9の更新出願又は § 7の請求に関連して承認が設定された場合は、当該承認は、これらの提出物の受理又は最終的拒絶の時点で終了したものとみなす。商標規則. § 2.17(g) (2)。TMEP § 604.03。従って、承認終了後に辞任請求の必要はないが、辞任請求が提出され、それが認められた場合には、登録記録に入力される。

**放棄された出願に関して提出された請求。** 代理人承認の適用上、USPTOは、出願が放棄された場合、係属時の有資格合衆国弁護士の承認は終了したとみなす。商標規則 § 2.17(g) (1)。従って、辞任請求の必要はないが、辞任請求が提出され、それが認められた場合には、出願記録に入力される。

**紙面による請求の処理。** 許可された紙面による提出物に関し（TMEP § 301.01参照），登録前に提出された辞任許可の請求は、適切な管理弁護士により、又は許可通知書が発行されかつ出願が使用陳述書の提出を待っている場合はITU／区分単位管理官により、取り扱われる。登

録後、紙面による辞任許可請求は、登録維持課の管理官により取り扱われる。  
管理弁護士又は管理官は、請求を承認又は拒絶し、出願人若しくは登録人及び弁護士に請求の承認又は拒絶を通知し、かつ、この通知の写しを記録に残すものとする。

請求が承認された場合は、管理弁護士又は管理官は、通信宛先が USPTO の商標データベースにおいて変更されることを真実宣言しなければならない。管理弁護士又は管理官は、辞任請求が優先的に扱われかつ迅速に処理されるような手続を確立する責任を有する。

許可された紙面による提出物による登録後の辞任許可請求に関し、USPTOは当該請求の画像商標データベースに取り込むが、§8の宣誓供述書の提出のように、登録人が同時に別の行動を起こさない限り、弁護士情報を更新しない。TMEP § 1612。

辞任しようとする弁護士が同時に国内代理人である場合は、管理弁護士又は管理官は、当該弁護士が国内代理人として辞任することを意図するか否かについて照会しなければならない。この照会は、可能ならば電話又は電子メールで行わなければならない。弁護士が国内代理人として辞任する場合は、管理弁護士又は管理官は、USPTOの商標データベースの「国内代理人」の欄が更新されることを真実宣言しなければならない。

**審判部の手続。** 審判部の手続の当事者の代理人としての辞任に関してTBMP § 116.02から § 116.05まで参照。

## 608 無許可の業務行為

### 608.01 権原を有さない者による行為は許容されない

---

#### 商標規則 § 11.5(b)(2) 商標事案に関する庁に対する業務行為。

商標事案に関する庁に対する業務行為には次のものが含まれるが、それに限られない：商標出願その他の書類の庁への提出の検討に当たり依頼人と協議すること若しくは依頼人に助言すること；商標登録に関して出願を準備し及び遂行すること；標章の登録可能性を証明するために理由書を必要とするかもしれない補正を作成すること；並びに異議申立，取消若しくは同時使用手続を行うこと；又は商標審理審判部に審判請求を行うこと。

---

商標規則 § 11.14に基づき，商標事案に関してUSPTOに対して業務を行う権原を与えられていない個人(TMEP § 602から § 602.03(c)まで)は，商標出願の手続遂行に関して，登録の維持に関して，又はUSPTOに対する手続に関して，当事者を代理することを許容されない。5 U. S. C. § 500(b)，(d)；商標規則 § 2.17(a)，§ 11.14(a)，(e)。

商標規則 § 11.14 の要件を満たさない個人は，次のことができない：出願，応答，登録後維持書類その他USPTOに提出される書類を作成すること；補正書，庁指令に対する応答書，商標規則 § 2.146に基づく長官に対する申請書，通信宛先の変更請求書若しくは明示的放棄状に署名又は提出すること；審査官の補正及び優先指令書の発出を認めること；又はその他の理由で出願人，登録人若しくはUSPTOにおける手続の当事者を代理すること。

USPTOに提出される書類の署名に関してTMEP § 611.03から § 611.03(i)まで参照。出願に対する補正の請求及び拒絶に対する法的応答主張の提出は，出願人又は登録人の代理の例である。商標規則 § 11.5(b)(2)；TMEP § 611.03(b)参照。ただし，有資格合衆国弁護士の非有資格実務家職員は，当該弁護士の監督の下に，当該弁護士による再吟味及び署名を前提として書類作成作業を行い，かつ，USPTOの下での商標事案に関して当該弁護士を助けることができる。商標規則 § 11.5(b)。

一般に，外国人弁護士及び代理人に関してはTMEP § 602.03，限定された状況を除き，USPTOでの業務を認可されていないカナダ人弁護士及び代理人に関してはTMEP § 602.03(a)を参照。

出願人又は登録人が合衆国弁護士有資格者を代理人とするときは，USPTOは，選任された弁護士のみと通信する。弁護士補助職員及び弁護士助手は審査官と選任された弁護士との間の情報の中継ぎをするが，これらの者は，USPTOに対して業務を行う権原を与えられていない。たとえば，弁護士が審査官の補正又は応答を受任したことを示すことによって選任された弁護士の承認を伝達するだけであっても，これら補正及び応答を行うことはできない。

一旦USPTOが出願人又は登録人を代理するものとしてある有資格合衆国弁護士を承認した場合，異なる事務所に所属する新たな有資格合衆国弁護士は，当該の出願人又は登録人の代理人となるには，以下でなければ認められない。(1) 出願人又は登録人が以前の委任状を取り消す。(2) 出願人又は登録人が新たな有資格合衆国弁護士の名義で新しい委任状を提出する。(3) 商標規則 § 2.17(g)に基づき，以前に承認された弁護士の承認が終了したとみなされた場



合、又は、(4) 以前に承認された弁護士が、辞任若しくはUSPTOに対する商標案件の業務から停止若しくは排除された場合。商標規則 § 2.18(a)(2), § 11.15。

商標規則 § 11.14に基づいて権原を与えられていない個人は、出願人及び登録人に通信を受信及び送信することができる。かかる個人も、商標規則 § 2.193(1) の要件を満たしている場合（たとえば、事実について直接得た情報及び出願人又は登録人の代理人として手続をする現実的又は黙示的な権限を有している場合（TMEP § 611.03(a), § 804.04参照））は、出願人又は登録人の包袋において真実宣言書に署名することができる。

弁護士であるか否かに拘らず、書類を提示する（当該書類に署名することによるか、これをファイルすることによるか、提出することによるか又は後日推奨することによるかを問わない）何れの個人も、商標規則 § 11.18(b)の対象となる。商標規則 § 2.193(f); TMEP § 611.01(a) 参照。

商標規則 § 11.14の要件を満たさない個人が出願人又は登録人を代理する無許可の業務を広汎に行っているとUSPTO職員が疑う場合は、当該職員は、当該事項に商標政策手続副局長の注意を喚起しなければならない。USPTOに提出された書類の署名に関して TMEP § 611 から § 611.06 (h) まで参照。

#### 608.02 USPTO に対する業務から排除され、停止され又はこれを許可されない個人

USPTO長官は、実務家をUSPTOに対する業務から停止し又は排除することがある。商標法第32条；商標規則 § 11.20, 11.56。停止又は排除された実務家は有資格合衆国弁護士でなく、USPTOに対して業務を行うことができない。商標規則 § 2.17(a), 11.14, 11.58; TMEP § 602 を参照。停止又は排除の告示が公報において公告され、当該決定はUSPTOウェブサイトのFOIA閲覧室に掲示される。

さらに、長官は特許法第3条(a)から(b)まで及び商標規則 § 11.18(c)において、庁及び商標登録を管理し、USPTOの規則に違反して商標の提出物を提出する者を制裁する固有かつ明示的な権限を有する。長官は、商標事案に関して適切とみなされる商標規則 § 11.18(c)に基づいて許可された制裁又は行為を課す権限及び商標業務に関する長官権限を行使する権限を商標局局長に委任するものとする。In re Yusha Zhang, et al., 2021 TTAB LEXIS 465, at \*10, 23-24 (Dir. USPTO Dec. 10, 2021)参照。特許法第3条(b)(2)(A)に基づき、商標局局長は、商標業務の管理に影響を及ぼすUSPTOの活動のあらゆる側面を管理し、指揮する権限を有している。したがって、商標規則 § 11.14の要件を満たさない当事者が、USPTOに対して出願人及び登録人を代理する意図的若しくは広範な無許可の業務に従事し、又はUSPTOの行動規範(商標規則第11部, 副部D参照)に違反していることをUSPTOが知った場合、商標局局長は、商標規則 § 11.18(c)に基づき当該当事者に制裁を科すことができ、追加調査のために当該当事者を登録懲戒室に付託することができる。制裁には、問題となる書類を除外すること、当事者をUSPTOに対する商標事案において他者を代理して署名者、通信者若しくは国内代理人として参加することを排除すること、有資格合衆国弁護士による当事者の代理を要求すること、当事者が関与する商標手続を終了させること又は状況に応じて局長が適切と判断するその他措置が含まれる。特許法第2条, 第3条(b)(2)(A), 第32条；商標規則 § 11.18参

照。商標局局長が発行する制裁に関する命令は、

<https://www.uspto.gov/trademark/trademark-updates-and-announcements/orders-issued-commissioner-trademarks>に掲載されている。

ある個人がUSPTOに対する業務を停止され、排除され又は不可能にされた場合は、商標政策手続副局長はその旨をUSPTO職員に通知する。更に、必要があれば、影響を受ける出願人及び登録人に対し、以下を通知することができる。

- (1) 当該人は商標事案においてUSPTOに対して業務を行う資格がなく、従って出願人又は登録人を代理することができない。
- (2) 如何なる委任状も当初より無効である。
- (3) 当該人は、庁指令への応答に署名できず、審査官補正又は優先指令を許可できず、USPTO職員との面談を行うことができず、又はその他に出願人、登録人若しくは庁に対する手続当事者を代理することができない。また、
- (4) 出願又は登録に関するすべての通信は、出願人又は登録人の記録上の宛先に送付される。USPTOは、通信宛先を、出願人又は登録人のそれに適宜変更する。

一般に、庁指令が関係当事者の停止又は排除の前に記録上の通信宛先に送付されており、かつ、指令が未処理のままである場合は、USPTOは、拒絶又は指令を再度記載した補足通知書を出願人又は登録人に送付することはしない。庁指令の不受領に関するTMEP § 717.02を参照。

USPTO長官又は商標局長が、特定の個人をUSPTOに対する業務から停止又は排除した場合、USPTOは当該個人が署名した如何なる提出物も不適切に署名された及び/又は応答するものではないものとして扱う。商標規則 § 2.17(a)及び § 11.14参照。

出願人又は登録人が、商標規則 § 2.11(a)に基づく有資格合衆国弁護士による代理を必要とし、停止され、排除され又は不可能とされた弁護士によって署名された庁指令の応答をUSPTOが受領した場合、審査官又は登録維持専門官は、出願人又は登録人に最終ではない庁指令を発出し、商標規則 § 2.62(a)に基づき新たな有資格合衆国弁護士を選任することを要求しなければならない。TMEP § § 713, 714.05(a)参照。

出願人又は登録人が、商標規則 § 2.11(a)に基づく有資格合衆国弁護士を得ることがなく、かつ、停止又は排除された弁護士によって署名された庁指令の応答をUSPTOが受領した場合、審査官又は登録維持職員は、不完全応答通知書を作成するものとし、応答を完全なものするために、商標規則 § 2.65(a)(2)に従って、出願人又は登録人に、30日又は先の庁指令についての応答期間末日までの何れか長い方を与える。詳細はTMEP § 611.05から § 611.05(c)まで、 § 712.03及び § 718.03(b)参照。

不適切に署名された及び/又は応答するものではないものとして扱われるその他の提出物には、使用を主張するための補正、回復申請又は長官に対する請願又は不備への応答又はUSPTO専門家、弁護士補助職員若しくは専属弁護士が発行する照会状が含まれる。使用を主張するための補正に関してTMEP § 1104.01(a)、使用陳述書に関して § 1109.02及び申請に関して § 1705.07参照。

USPTO職員は、排除、停止若しくは不可能とされた個人、又は、USPTOに対する業務において故意若しくは広汎に無許可の法律業務行為に従事していると考えられる当事者が署名した書類の受領した場合、商標審査政策担当副局長に通知しなければならない。

---

**商標規則 § 2.18 通信の宛先。**

(a) 通信者の確定。庁は、次の通り通信を送付する。

(1) § 2.17(b)(1)に従って弁護士が代理人として承認されていない場合は、庁は、出願人、登録人又は手続当事者に通信を送付する。

(2) § 2.17(b)(1)に従って弁護士が代理人として承認されている場合は、庁は、本条規則(a)(2)(i)から(iv)までに定める場合を除き、その弁護士とのみ通信する。通信宛先の変更請求は、委任状を取り消すものではない。庁は、異なる事務所からの別の弁護士と通信することはなく、取消請願及び査定系取消又は再審査手続の開始通知の送達を除き、出願人、登録人又は手続当事者と直接通信することはない。ただし、次の場合を除く。

(i) 出願人又は登録人が § 2.19(a)に基づく委任状の取消及び／又は § 2.17(c)の要件を満たす新たな委任状を提出する場合

(ii) 弁護士がUSPTOに対する商標事案において実務を行うことを停止又は排除されている場合

(iii) § 2.17(g)に従って弁護士の承認が終了している場合、又は

(iv) § 2.17(b)(4)に基づいて弁護士が虚偽、詐欺又は錯誤により指定された場合

(b) 査定系事項。査定系事項においては、1の通信宛先のみを指定することができる。

(c) 通信宛先の維持及び変更。出願人、登録人又は手続当事者は、自ら及び指定されている場合はその弁護士について、§ 2.23によって要求される最新かつ正確な通信宛先を維持しなければならない。これらの宛先の何れかが変更された場合は、§ 2.193(e)(9)に従って署名された宛先の変更請求を速やかに提出しなければならない。

(d) 法第7条、第8条、第9条、第12条(c)、第15条及び第71条に基づく登録後の提出。新たな委任状又は通信宛先の変更請求書がない場合であっても、庁は、法第8条、第12条(c)、第15条若しくは第71条に基づく宣誓供述書の審査、法第9条に基づく更新出願又は法第7条に基づく補正若しくは訂正の請求がされた場合において、本条規則(a)に従って、新たな宛先が提供されたときは、通信宛先を変更する。

**§ 2.23 庁との電子的通信に係る要件及び状態の監視義務**

(a) 本章に別段の記載がある場合を除き、すべての商標通信は、TEASによって提出しなければならない。

(b) 出願人、登録人及び手続当事者は、通信のための有効な電子メールアドレスを提供し、維持しなければならない。

(c) § 2.91、§ 2.93及び§ 2.149に基づく提出物を除き、出願人又は登録人が商標法条約に加盟しているが商標法に関するシンガポール条約に加盟していない国の国民である場合は、本条規則(a)及び(b)の要件は適用されない。

• • •

---

審判部の手続における通信についての情報に関してTBMP § 117から § 117.08まで参照。

## 609.01 通信宛先の設定

出願又は登録における通信者とは、選任された有資格合衆国弁護士がいる場合には、その者となる。有資格合衆国弁護士が選任されていない場合は、通信者は出願人又は登録人となる。商標規則 § 2.18(a) 参照。

すべての出願人、登録人及び選任された弁護士は、例外が適用されない限り、USPTO からの通信を受領するために、有効な電子メールアドレスを提供し、維持しなければならない。商標規則 § 2.21(a)(1), § 2.23(b) から (c) まで, § 2.32(a)(2) 及び § 7.4(b) 参照。

USPTO は、出願人又は登録人が電子メールアドレス提供の要件を免除されていない限りは、提供された電子メールアドレスを通じて、出願人、登録人又はその選任された弁護士に正式な通信を送付する。商標規則 § 2.23(b) から (c) まで。

出願人又は登録人が有資格合衆国弁護士により代理されている場合、USPTO は当該弁護士とのみ通信を行う。商標規則 § 2.18(a)(2)。商標法第 1 条及び／又は第 44 条に基づく出願の場合、弁護士の名称、郵便宛先、電子メールアドレス及び弁護士資格情報を当初の出願に提示しなければならない。商標規則 § 2.21(a)(2), § 2.32(a)(4)。出願人又は登録人は、弁護士の最新かつ正確な通信宛先を維持しなければならない。商標規則 § 2.18(c), § 2.23(b)。出願人又は登録人が有資格合衆国弁護士により代理されていない場合、USPTO は、出願人又は登録人と直接通信を行う。商標規則 § 2.18(a)(1)。商標法第 1 条及び／又は第 44 条に基づく出願の場合、出願人の名称、郵便宛先、所在地住所及び電子メールアドレスを当初の出願において提供しなければならない。商標規則 § 2.21(a)(1), § 2.22(a)(1), § 2.23(b), § 2.32(a)(2)。さらに、出願人及び登録人は、自身の最新かつ正確な通信宛先を維持しなければならない。商標規則 § 2.18(c), § 2.23(b), § 2.189。

第 66 条 (a) 出願における通信に関する TMEP § 609.01(a) を参照のこと。

TEAS 様式の通信宛先は編集可能ではないが、出願人若しくは登録人が有資格合衆国弁護士により代理されている場合は弁護士情報欄に含まれる情報により又は出願人若しくは登録人が代理されていない場合は所有者情報により、自動入力される。

本便覧に従い、USPTO は、商標法第 8 条、第 12 条(c)、第 15 条若しくは第 71 条に基づく宣誓供述書、第 9 条の更新申請又は第 7 条の請求により電子メールアドレスが提供される場合、通信用の新しい電子メールアドレスを表示するために商標データベースを更新する。商標規則 § 2.18(d)。これらの書類の提出の間に経過し得る期間が長い(10 年以上の可能性もある)ことから、USPTO は、新規の委任状がない又は先の委任状の取消がない場合であっても、「弁護士情報」欄に弁護士の通信宛先が適切に提供され、弁護士が提出書類に署名している場合には、TEAS を介してこれらの書類の何れかを提出する有資格合衆国弁護士を通信者として認める。同文献参照。代理人として認められる期間に関する TMEP § 604.03 を参照のこと。

一般に USPTO は、出願人若しくは登録人及び出願人若しくは登録人の有資格合衆国弁護士の両方と、又は複数の有資格弁護士と、重複して通信を行わない。商標規則 § 2.18(b)。ただし、出願人若しくは登録人又は出願人若しくは登録人の有資格弁護士は、通信の写しの送付用として、1 の主たる電子メールアドレスと最大 4 の副の電子メールアドレスを指定するこ

とができる。送信したがエラーとして返送された通信の扱いに関する TMEP § 403 を参照のこと。

**許可される紙面出願。** USPTO は、許可される紙面出願の通信宛先を確定するために、上記と同じ手続を行う。紙面提出物の提出を可能とする限られた例外に関する TMEP § 301.01 を参照のこと。

審判部の手続における通信についての情報に関して TBMP § 117 から § 117.08 までを及び通信宛先の変更に関しては TMEP § 609.02 から § 609.02(f) までを参照のこと。

#### **609.01 (a) 第66条(a)の出願及び登録における通信**

USPTO は、商標法第66条(a)に基づく出願の1回目の庁指令を国際事務局 (IB) に送付する。次いで、IB は、それを国際登録において指定された出願人の代理人に送付し又はそのような代理人が指定されていない場合、IB は、最初の庁指令を出願人に直接送付する。商標法第1141h 条(c) ; マドリッド協定議定書規則3(5) 及び規則17(4)。

出願人を代理するために USPTO に対して業務を行う権限を与えられた弁護士を任命することは、IB に対する指定代理人を変更するものではない。マドリッド協定議定書第9条その2(ii) ; マドリッド協定議定書規則3(2)。国際登録における指定代理人を変更するためには、当該代理人の名称又は住所の変更を記録する請求を IB に提出しなければならず、USPTO を通じて提出することはできない。マドリッド協定議定書第9条その2(ii) ; マドリッド協定議定書規則3(2)。指名代理人の氏名又は住所を変更するための様式は、IB ウェブサイト <https://madrid.wipo.int> で入手できる。

出願人の所在地住所が合衆国外又はその準州外に所在し、かつ、商標規則 § 11.14(a) に基づいて USPTO に対して業務を行う権限を与えられた弁護士が選任されていない場合、1 回目の庁指令には、出願人が、かかる弁護士を選任し、かつ、弁護士の名称、郵便宛先及び電子メールアドレス並びに弁護士資格情報を提供することの要件を含む。これは、USPTO が、第66条(a)に基づき出願する出願人はすべて、当初の出願において IB に対する指定代理人の有無に拘らず当該出願において代理されていないと考えるためである。商標規則 § 2.11(a), § 2.17(b)(3), § 7.25(a) ; TMEP § 602.03(c), § 1904.01(i) 参照。

さらに、1 回目の庁指令には、出願人の電子メールアドレスの要件を含む。これは現行では IB が USPTO に送付する申請様式には含まれていない。商標規則 § 2.32(a)(2) 参照。出願人の電子メールアドレスは第66条(a)出願が出願日を認定されるためには必要ではないが、出願人は完全な出願の要件の1として、USPTO からの通信を受領するための有効な電子メールアドレスを提供することが要求される。商標規則 § 2.23(b), § 2.32(a)(2) ; 商標規則 § 2.21(a)(1) (出願日認定の要件を定める規則は、商標法第1条又は第44条に基づく出願にのみ適用される) 参照。居住地による代理の要件に関する TMEP § 601, 合衆国外の居住地を有する出願人に関する § 601.01(a) 及び出願の必須要素としての出願人の電子メールアドレスに関する § 803.05(b) を参照のこと。

しかしながら、第66条(a)出願が1回目の庁指令において他の点において公告の承認を受ける条件が整っている場合には、審査官は、出願の公告を承認することができ、出願人に対し、USPTOに対する業務を行う権限を有する弁護士を選任し又は電子メールアドレスを提供することを求めない。TMEP § 803.05(b), § 1904.02(h)参照。

1回目の庁指令後に、出願人が有資格合衆国弁護士を選任した場合、当該弁護士は出願の通信者となり、USPTOからのすべての通信を受領する。商標規則 § 2.18(a)(2)。出願人は、弁護士の名称、郵便宛先、電子メールアドレス及び弁護士資格情報を提供しなければならない。商標規則 § 2.32(a)(4)。また、出願人は、自身と自身の弁護士の最新かつ正確な通信宛先を維持しなければならない。商標規則 § 2.18(c)。

1回目の庁指令後に出願人が有資格合衆国弁護士を選任しなかった場合、USPTOは、通信用の有効な宛先を維持することを要求される出願人にも引き続き通信を送付する。商標規則 § 2.18(a)(1), (c)及び § 2.23(b)から(c)まで。商標規則 § 11.14(a)に基づくUSPTOに対する業務を行う権限を有する弁護士を選任し、かつ、弁護士の名称、郵便宛先、電子メールアドレス及び弁護士資格情報を提供することの要件は、維持され、又は適切な場合には最終とされる。

一般的な通信宛先の設定についてはTMEP § 609.01、第66条(a)出願に関する庁の処置に関してTMEP § 1904.02(h)参照。

USPTOは、第66条(a)の出願又は国際登録の合衆国への登録保護拡張について適正に署名された通信宛先変更請求は受理し、必要があれば、当該通信を新規の宛先に送付するものとする。

通信宛先の変更についてはTMEP § 609.02を参照のこと。出願人又は登録人の郵送先住所の変更請求は、USPTOではなく、IBに提出しなければならない。出願人又は登録人は、TEASの住所又は代理人の変更様式に記入することにより、USPTOとの間でその国内宛先を更新することができる。TMEP § § 803.05(a), 1612.01(b)を参照。

変更をIBに記録するための請求に関してTMEP § 1906.01から § 1906.1(i)まで及び外国人弁護士に関してTMEP § 602.03から § 602.03(c)までを参照。

## 609.02 通信宛先の変更

一旦通信宛先が設定されると、USPTOは、通信をその宛先に送付する。必要があれば、USPTOが承認した有資格合衆国弁護士によって又は出願人若しくは登録人が有資格合衆国弁護士を代理人としていない場合は個人の出願人若しくは登録人若しくは法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者(例えば、会社役員又は合名会社の無限責任社員)によって、適切に署名及び送信された書面による宛先変更請求が提出されるまでは、当該宛先に通信を送付する。商標規則. § 2.18(b)(2)及び § 2.193(e)(9)から § 2.193(e)(9)(ii)まで。

出願人若しくは登録人が有資格合衆国弁護士によって代理されている場合、又は、合衆国若しくはその領域以外に居住しかつ有資格合衆国弁護士により代理される場合、出願人若しく

は登録人は事前入力されている所有者住所の変更を要求することはできない。

USPTOは、出願人若しくは登録人及び出願人若しくは登録人の有資格合衆国弁護士と又は複数の弁護士有資格者と重複通信を行わないものとする。商標規則 § 2.18(a)(6)。ただし、出願人又は出願人の有資格弁護士がUSPTOに電子メールにより庁の通信を送付することを認めた場合は、出願人若しくは登録人若しくはその有資格合衆国弁護士の承認された1名は、1件の一次電子メールアドレス及び通信の特例副本として4件までの二次電子メールアドレスを指定することができる。配送不能として返送される発信電子メール通信の処理に関してはTMEP § 403参照。

また、審判部の手続における通信についての情報に関してTBMP § 117から § 117.08参照。

#### 609.02(a) TEASの宛先又は代理人変更書式を使用することなく通信宛先の変更する場合

一般には、通信宛先の変更請求は、TEASの宛先又は代理人変更請求(CAR) 様式を使用して、書面で提出しなければならない。商標規則 § 609.02(b)参照。

しかし、USPTOは、次のことの何れも通信宛先の書面による変更請求と解する。

- (1) **TEASによる提出。** 有資格合衆国弁護士が、異なる事務所に所属する他の有資格合衆国弁護士によって既に代理されていない出願人又は登録人の代理としてTEAS書式の「弁護士情報」の項で特定されることによって出頭する場合、USPTOは、これには当該弁護士の通信宛先の変更請求が含まれているものと解する（ただし、「複委任状」又は類似の書類の提出は、通信宛先を変更するものではない）。  
又は所有者又は代理人が選任されている場合はその代理人の新しい宛先が記載された庁指令に対する応答がTEASを介して提出された場合、USPTOはこの新しい宛先を反映するように通信宛先を変更する。
- (2) **許可された書面による提出。** 出願人又は登録人が有資格合衆国弁護士を指定する、適正に署名された委任状(TMEP § 605.01 参照) を提出した場合、USPTOは、出願人又は登録人が宛先を変更するために別個の請求を提出しないとしても、通信宛先を委任状に指名されて弁護士の通信宛先に変更する。書面による提出物が提出された際の限定された例外についてはTMEP § 301.01参照。

**商標規則 § 2.18(b)(3)及び(4)。** これらの状況において、USPTOは、通信宛先をTEAS CAR 書式で提出する必要なく、変更するものとする。他のすべての状況においては、適切に署名された通信宛先の変更請求が要求される。商標規則 § 2.18(c)及び § 2.193 (e)(9)。通信宛先の変更請求に係る要件に関してTMEP § 609.02 (b)参照。また、委員会の手続における通信についての情報に関してTBMP § 117から § 117.8参照。

#### 609.02(b) 通信宛先の変更請求に係る要件

通信宛先の変更請求は書面にて適切に署名されなければならない。商標規則 § § 2.18(c), § 2.193(e)(9)参照。一般に、当該請求はTEASの宛先又は代理人変更(CAR) 書式を使用して提出する。TEASのCAR書式を使用せずに通信宛先を変更する場合についてはTMEP § 609.02(a)を参照。TEASのCAR書式は、通常、現在有効な申請又は登録の通信宛先を変更するために使用する



ことができる。対象となる出願若しくは登録に対して当事者間手続が開始されている場合又は審査官の決定に対する不服が申し立てられ、審査官に所管されていない場合、CAR書式を使用することができない。このような場合、商標審理審判用電子システムを通じて通信宛先の変更請求を提出しなければならない。

通信宛先の変更請求は、審査官の補正によって記入することはできない。商標規則 § 2.18(c) 参照。

一旦USPTOがある有資格合衆国弁護士を出願人又は登録人の代理人として承認したときは、その弁護士又は合衆国の同じ事務所に所属する他の弁護士有資格者のみが通信宛先の変更請求書に署名することができる。ただし、出願人若しくは登録人が先の委任状の取消状及び／若しくは新規の委任状を提出したか又は先に承認された有資格弁護士が辞表を提出した場合はこの限りでない。商標規則 § 2.18(a)(2), (c), § 2.193(e)(3), § 2.193(e)(9)(i)。

出願人又は登録人が有資格合衆国弁護士を代理人としていない場合は、請求は、個人の出願人若しくは登録人又は法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者（例えば、会社役員又は合名会社の無限責任社員）によって署名されなければならない。共同出願人又は登録人の場合は、全員が署名しなければならない。商標規則 § 2.18(a)(1), (c), 2.193(e)(9)(ii), TMEP § 611.02参照。通信宛先の設定についてはTMEP § 6090.01, 通信宛先の変更についてはTMEP § 6090.02参照。

2名以上の有資格合衆国弁護士が委任状に選任されている場合は、記名した何れかの弁護士が、新規の通信宛先を記載した通信宛先変更請求に署名しこれを提出することができる。たとえ新規の宛先が新規の事務所のものである場合も同様である。商標規則 § 2.193(e)(9)(i) 参照。選任されている記名弁護士が事務所を変更した場合に出願人又は登録人によって署名された新規の委任状を提出する必要はない。

審判部の手続における通信についての情報に関してTBMP § 117から § 117.08まで参照。

#### **609.02(c) 登録前の通信宛先変更請求の処理**

一旦特定の出願に関して通信宛先が設定されると、USPTOは、宛先又は代理人変更のTEAS書式により提出された適切に署名された書面の請求がない限り、通常その通信宛先を変更しない。通信宛先の変更に関する請求の要件の情報についてはTMEP § 609.02(b) 及び通信宛先の変更請求が推定される状況の検討に関して § 609.02(a) を参照のこと。

#### **609.02(d) 複数出願又は登録における通信宛先の変更**

通信宛先又は代理人変更のTEAS書式は、代理されている弁護士又は代理されていなければ所有者の電子メールアドレスの変更に伴う複数の出願又は登録の第1の通信宛先を変更するために用いることができる。出願人、登録人又は有資格合衆国弁護士は、一時に300件までの出願番号又は登録番号の連番を提出することができる。登録標章に関して、TEAS様式は、登録

番号ではなく原出願連番の記入を要求する。300件を超える出願／登録に係る宛先の変更請求は、単一のTEAS様式では提出してはならない。

#### 609.02(e) 登録後の通信宛先の変更

USPTOは、新規の委任状及び／又は通信宛先の変更についてそれぞれ請求が存在しない場合であっても、商標法 § 8, § 12(c), § 15若しくは § 71に基づく宣誓供述書, § 9の更新出願又は § 7の請求, の審査に基づいて通信宛先を回復する。商標規則 § 2.18(d) ; TEMP § 609.01。USPTOは、更新出願, § 7の請求又は宣誓供述書における有資格合衆国弁護士の名義及び宛先を特定して、商標データベースを更新し、かつ、通信宛先を当該弁護士の通信宛先に更新する。商標規則 § 2.17(g)(2), § 2.18(d)。代理人の承認期間についてはTEMP § 604.03参照。

登録人が有資格合衆国弁護士を代理人としていない場合は、USPTOは、記録上の通信宛先として宣誓供述書, 更新出願又は § 7の請求に示されている登録人の宛先を表示するように、その商標データベースを更新するものとする。

一旦USPTOが宣誓供述書, 更新出願又は § 7の請求の審査に基づいて通信宛先を設定した場合において当該提出物の係属中に宛先変更を実現するためには、書面による宛先変更請求が必要とされる。通信宛先の変更に関してTMEP § 609.02(a)及び(b)参照。

登録人は、自らと、弁護士が指定されている場合はその弁護士との最新かつ正確な通信宛先を維持しなければならない。

通信宛先の変更請求が受信され、商標データベースに入力されたことを真実宣言するには、登録人がTSDRのオンライン (<https://tsdr.uspto.gov>) で真実宣言することができる。

審判部の手続における通信についての情報に関してTBMP § 117から § 117.08及び弁護士の変更に関してTMEP § 604.04を参照のこと。

#### 609.02(f) 商標権者変更の記録後の通信

USPTOは、商標権者の変更時点で有資格合衆国弁護士の承認は終了したものとみなす。商標規則 § 2.17(g)(1) ; TMEP § 604.03。尚、USPTOは代理人がない場合には出願人又は登録人と、代理人がいる場合には出願人／登録人の弁護士とのみ、商標データベース掲載の通信宛先に通信するものとする。商標規則 § 2.18(a)(1) - (2)。

新所有者及び弁護士宛先を含む譲渡（又はその他の権利変更書類）を譲渡事務課で記録しても、USPTOの商標データベースの通信宛先が自動的に更新されることにはならない。TMEP § 503.01(b)。正確な通信宛先が反映されるようにデータベースが更新されるのを確実にするためには、新商標権者は、TEASを通じて、宛先又は代理人の変更(CAR)書式を用いて、又は許可された場合の書面で（RTMEP § 301.01参照）、通信宛先を変更するための別個の請求を提出しなければならない。同上。

新商標権者が通信宛先を変更するためにCAR書式でTEASを通じて別個の請求を提出しないが、代わりに適切なTEASの欄において新規の商標権者又は弁護士の通信宛先を提出する場合は、USPTOは、新商標権者又は弁護士の通信宛先の変更を明確に請求しなかった場合であっても、新所有者又は有資格合衆国弁護士の宛先を反映するようにその商標データベースを更新することができる。この状況において、USPTOは、TMEP § 609.01に記載されている指針を用いて、

通信宛先を再確定するものとする。新所有者が有資格合衆国弁護士を代理人としていない場合は、通信宛先は、書面による通信に記載されている出願人又は登録人の宛先を反映するように変更されるものとする。

ただし、新しい通信宛先に基づき、新商標権者はUSPTOでの代理人として有資格合衆国弁護士を選任する必要がある場合がある。商標権者の住所によって判断される有資格合衆国弁護士による代理要件については、TEMP § 601参照。

新たな有資格合衆国弁護士が文書に署名するか、又は、新規な商標権者の代理としてUSPTOに提出した書類に代理人として特定される場合、USPTOは、新たな有資格合衆国弁護士を承認するものとする。商標規則 § 2.17(b)(1)(i) - (iii) ; TMEP § 604.03参照。ただし、先に承認された弁護士が新商標権者を代理して出頭した場合（これは新商標権者が関連会社である場合に生じ得る）は、USPTOは、その弁護士と引き続き業務を行いかつ通信するものとする。先に承認された弁護士は、新たな所有者によって署名された新規の委任状を提出しなくてよい。審判部の手続における通信に関してTBMP § 117から § 117.08及び所有者変更後の所有者情報の更新請求に関してTMEP § 505から § 505.02までをも参照のこと。

#### 609.03 出願人及び登録人は現在の正確な通信宛先を維持する義務を負う

---

##### 商標規則 § 2.18(c)

通信宛先の維持及び変更。出願人、登録人又は手続当事者は、自ら及び指定されている場合はその弁護士について、§ 2.23によって要求される最新かつ正確な通信宛先を維持しなければならない。これらの宛先の何れかが変更された場合は、§ 2.193(e)(9)に従って署名された宛先の変更請求を速やかに提出しなければならない。

##### 商標規則 § 2.23(b)

出願人、登録人及び手続当事者は、通信のための有効な電子メールアドレスを提供し、維持しなければならない。

---

出願又は登録の所有者は、現在の正確な通信宛先を維持する義務を負う。商標規則 § 2.18(c), § 2.23(b)。通信宛先が変更した場合は、直ちにUSPTOに通知しなければならない。商標規則 § 2.18(c)参照。

## 610 合衆国に定住していない当事者による国内代理人の指定

---

### 商標規則 § 2.24 外国出願人による国内代理人の指定及び取消。

- (a) 合衆国に住所を有していない出願人又は登録人は国内の代理人を指定することができる（例えば、合衆国内居住者であって、標章に影響を与える手続の通知又は手続が行われる可能性のある者）。
  - (b) 指定又は指定の変更若しくは取消の請求には、国内代理人の名称、電子メールアドレス及び郵便宛先を記載し、かつ、§ 2.193(e) (8)に従って署名しなければならない。
  - (c) 国内代理人の単なる指定では、出願人又は登録人を代理するよう指定された者として権原を与えられることにならない。
- 

**国内代理人の指定。** 合衆国に定住していない出願人、登録人又はUSPTOに対する手続の当事者は、当該標章に影響を及ぼす手続における通知又は令状を送達することができる合衆国内に定住する者の名称、電子メールアドレス及び宛先を指定する書類を提出することができる。商標法 § 1051(e), § 1058 (f), § 1059(c), § 1060(b), § 1141h(d) ; 商標規則 § 2.24(a) - (b)。出願人、登録人又は当事者が国内代理人を指定しない場合において、USPTOは、指定を要求しないものとする。

一旦、国内代理人が指定された場合でも、出願人又は登録人は当該国内代理人の指定を取り消すことができる。国内代理人も当該国内代理人としての指定を辞任することができる。国内代理人を取り消す場合又は国内代理人が辞任する場合は、出願人、登録人又は国内代理人は、TEASの宛先又は代理人の変更 (CAR) 書式を使用することができる。

**自然人又は法人の何れでも差支えない。** 国内代理人として指定される者は、商標法 § 1127 に定義される自然人又は法人の何れでも差支えない。

**委任状と同一ではない。** 国内代理人の指定書は、委任状と同一ではない。指定は、異なる目的、すなわち連絡先及び令状の送達宛先の提供に資する。単なる国内代理人の指定書は、指定された者に USPTO に対して業務を行うこと（たとえば、出願を作成若しくは遂行すること又は USPTO に対する手続において当事者を代理すること）を認めるものではない。商標規則 § 2.24(c), § 11.5(b) (2)。同様に、委任状は、国内代理人の指定書としての役目を果たさない。ただし、委任状において、当該弁護士は、当該標章に影響を及ぼす手続における通知又は令状の送達先になれる国内代理人でもある旨を明確に陳述している場合はこの限りでない。

**要件。** 国内代理人の指定書には、指定される者の名称、電子メールアドレス及び郵送宛先並びに当該当事者はこの者を当該標章に影響を及ぼす通知又は令状の送達先となり得る国内代理人として指定する意図を有する旨の明確な陳述を含めなければならない。

商標規則 § 2.24(b)。国内代理人は、当初の登録出願時に指定する又は別個にTEASのCAR書式若しくはTEASの郵送登録書式を使用して指定することができる。

国内代理人の選任若しくは取消又は国内代理人の辞任に署名する適切な者については、TMEP § 611.03(h)を参照。

**承認期間。** 国内代理人の選任は、特に取り消されるか、辞任するか又は新たな国内代理人の選任により替えられない限り、効力を維持する。

## 611 合衆国特許商標庁に提出される通信の署名

### 611.01 署名及び証明書

#### 611.01(a) 証明書としての署名

---

##### 商標規則 § 2.193(f) 証明書としての署名

ある者（有資格実務家であるか又は非有資格実務家であるかに拘らない）による何れかの書類の庁への提示（署名によると、提出によると、付託によると又は後の保証によるとを問わない）は、本章 § 11.18(b)に基づく証明となる。本章 § 11.18(b)の違反は、出願又は登録の有効性を危うくする可能性があり、かつ、本章 § 11.18(c)に基づく制裁が課される結果となる可能性がある。本章 § 11.18(b)に違反する何れの有資格実務家も、懲戒処分の対象となる可能性がある。本章 § 11.18(d)及び § 11.804参照。

##### 商標規則 § 11.18 庁に提出される通信に係る署名及び証明書。

(a) 出願人又は当事者によって署名されなければならない通信を除き、特許、商標及びその他の非特許事項に関して庁に提出されるすべての書類並びに懲戒手続において聴聞官に提出されるすべての書類に関し、有資格実務家によって庁に提出される通信物のそれぞれには、本章 § 1.4(d)(1)、§ 1.4(d)(2)又は § 2.193(a)に従って有資格実務家により自ら署名又は挿入された署名が付されていないなければならない。

(b) 何れかの書類を庁又は懲戒手続の聴聞官に提示する（署名によるか、提出によるか、付託によるか又は後の保証によるかを問わない）ことによりかかる書類を提示する当事者は、有資格実務家であるか又は非有資格実務家であるかに拘らず、次のことを証明している。

(1) 当事者自らの知識に基づきそこでなされたすべての陳述は真実であり、情報及び考えに基づいてそこでなされたすべての陳述は真実であると信じられており、かつ、そこでなされたすべての陳述は、庁の管轄下にある何れかの事項に関して重要な事実を承知の上で故意に策略、陰謀若しくは謀計により歪曲し、隠匿し若しくは隠し、又は承知の上で故意に誤った、虚偽の若しくは詐欺的な陳述若しくは申立を行い、又は承知の上で故意に誤った書面若しくは書類をそれが誤った、虚偽の若しくは詐欺的な陳述若しくは記入を含むと知りながら作成し若しくは行う者は誰でも、18 U.S.C. 1001及びその他の適用刑事法規に記載されている罰則の対象となり、かつ、本条の規定の違反はその書類の証拠価値を危うくする虞があることを知っていて行われており、かつ、

(2) 当該事情の下で合理的な調査の後形成された当該当事者の知識、情報及び考えの及ぶ限りで、

(i) その書類は、人を困らせる又は庁に対する手続に無用な遅延若しくは無用な費用増加をもたらす等の不適切な目的で提示されるものではなく、

(ii) その中での他の法的主張は、現行法により又は現行法の拡張、修正若しくは破棄若しくは新法の制定に係るふまじめでない議論により根拠づけられており、

(iii) 申立及びその他の事実に関する主張は証拠に基づく裏付けがあるか又はそのように明示されている場合は更なる調査若しくは発見のための合理的な機会を経て証拠に基づく裏付けを有する可能性が高く、かつ、

- (iv) 事実に関する主張の否定は証拠に基づいて根拠づけられているか又はそのように明示されている場合は合理的に情報若しくは考えの欠如に基づいていること
- (c) (b) (2) (i) から (iv) までの何れかの違反行為は、応答に係る通知及び合理的な機会を経た後、USPTO長官により適切と認められた制裁又は処分の対象になり、これには次に掲げるもの組合せを含み得るが、それらに限定されない。
- (1) 違反書類を除去すること
  - (2) 有資格実務家の行為を適切な処分のために登録懲戒局長に付託すること
  - (3) 当事者又は有資格実務家に書類の提出又は論点の提示若しくは主張を禁じること
  - (4) 違反書類に与えられた重要性を変えること、又は
  - (5) 庁における手続を終了すること
- (d) 本条の規定に違反した有資格実務家は、懲戒処分の対象にもなり得る。
- 

#### 611.01 (b) 署名に係る要件

全ての書類は、署名者として指名されている者により永久インクで自ら署名された手書きの署名か又は署名者により自ら記入された 商標規則 § 2.193(c) の要件を満たす「電子署名」の何れかを付さなければならない。商標規則 § 2.193(a)。USPTOは、許可された書類 (TMEP § 301.1 又はTEAS若しくは商標審査審判部の電子システムを経由) の提出に含まれているか否かに拘らず、すべての通信について、商標規則 § 2.193(c) の要件を満たす署名を受け入れるものとし、当該要件とは、署名、ファックス又はTEAS 若しくは商標審理審判請求電子制度 (「ESTTA」) の何れにより提出されたかは問わない。商標規則 § 2.193(a) (2)。電子的に提出される書類の署名に関してTMEP § 611.01(c)参照。

すべての書類は、自ら署名されなければならない。商標規則 § 2.193(a) (1) 及び (c) (1)。他の者 (たとえば、弁護士補助職員 (paralegal)、弁護士助手 (legal assistant)、秘書) は、弁護士又はその他の授権された署名者の名称を署名してはならない。Dermahose Inc. 事件, 82 USPQ2d 1793 (TTAB 2007) ; Cowan 事件, 18 USPQ2d 1407 (Comm' r Pats) 参照。

書類に署名する者の名及び姓並びに役職又は地位を署名のすぐ下に又は隣接していなければならない。商標規則 § 2.193(d)。書類に署名者の名及び姓が全て記載されていない場合は、USPTO は、署名者の名及び姓を記録のために記述するよう要求することがある。この情報は、記録の包装注記により記入することができる。

書類は、適正な当事者により署名されなければならない。

審判部の手続において提出される書類の署名に関してTBMP § 106.02を及び審判部の手続における提出物の様式に関して § 106.03を参照のこと。

#### 611.01 (c) 電子的に提出される書類の署名

---

##### 商標規則 § 2.193 商標に係る通信及び署名の要件。

(c) 電子署名に係る要件。書類に電子的に署名する者は、次のことを行わなければならない。

- (1) 電子提出物の署名欄に、2個のフォワード・スラッシュ (「/」) の記号で挟んだ、当該者が署名として採用した文字、数字、スペース及び/又は句読点の組合せを自ら記入すること、又は

(2) 長官が定めるその他の電子署名様式を用いて真実宣言された陳述書に署名すること

(d) 署名者は明示されなければならない。商標に係る出願、登録又は商標審査審判部の下の手続に関連する書類に署名する者の名並びに姓及び権原又は地位を署名のすぐ下に又は隣接して印刷字体又はタイプ字体で記載しなければならない。

---

商標に係る出願、登録又は商標審査審判部の下の手続に関連してTEAS又はESTTAにより提出される書類においては、書類類を提出する当事者は、伝統的な署名は用いない。その代り、提出者は書類に応じて次の1を行う。

- (1) 提出者が、2個のフォワード・スラッシュ（「/」）の記号で挟んだ、提出者が自ら署名として採用した文字、数字、スペース及び／又は句読点の組合せを記入する。商標規則 § 2.193(c)(1)。受け入れ可能な署名の例として、/john doe/, /dr1/ 及び /544-4925/ が含まれる。署名者の名並びに姓及びその者の権原又は地位を署名のすぐ下又は隣接して記載しなければならない。商標規則 § 2.193(d)；
- (2) 書類はオンラインで書き込まれ、印刷される。署名者が、印刷された書類に伝統的なペン書きの方法で自ら署名する。署名者の名並びに姓及びその者の権原又は地位を署名のすぐ下又は隣接して記載しなければならない。商標規則 § 2.193(d)。商標規則 § 2.20に基づく宣言書の署名部分、必要な場合は、.jpg 又は .pdf 画像ファイルがスキャンで読み取られ、かつ、電子提出のために当該書類に添付される署名部分；又は
- (3) 書類はオンラインで書き込まれ、USPTOの様式で生成されたpdf署名ページが署名者に送信される。署名者は、TMEP § 611.01(c)(ii)の要件を満たす文書署名ソフトウェアを使用して生成されたpdf署名ページに電子署名する。署名者の名及び姓並びに役職又は地位を署名のすぐ下に又は隣接して記載しなければならない。商標規則 § 2.193(d)。その後、pdf署名ページが電子提出のために添付される；又は
- (4) 書類がオンラインで完成され、TEASからの電子署名のために署名者に電子メールされる。署名者が書類に自ら署名し、書類はTEASを通じて署名を請求した当事者に自動的に返送される。

USPTO はまた、紙面で提出されることを許可された書類上の(1)及び(3)の要件を満たす署名を受け入れる。商標規則. § 2.193(a)(2)。

すべての書類を署名しなければならない。商標規則. § 2.193(a), § 11.18(a)。署名者として表示された者は、印刷された書式に自ら署名する又はTEAS書式若しくは電子メール書式の何れかで、自らの電子署名を自ら直接、記入しなければならない。商標規則 § 2.193(a), (d)。他の者（たとえば、弁護士補助職員、弁護士助手又は秘書）は、有資格合衆国弁護士又はその他の権原を有する署名者の名称を署名又は入力してはならない。

Dermahose Inc. 事件, 82 USPQ2d 1793 (TTAB 2007) ; Cowan 事件, 18 USPQ2d 1407 (Comm' r Pats. 1990) 参照。他人の名称を紙面に署名することがその名称が書かれた者の署名とはされないのと同様、他人の電子署名をタイプしたとしても、その者による有効な署名とはならない。同様に、別人が文書署名ソフトウェアを使用して、記名された署名者の電子署名を作成又は生成することはできない。

商標審理審判部は、ESTTAを通じた電子送付による電子署名は当該送付のすべての附属物に適合するものと判断している。PPG Indus., Inc. 対 Guardian Indus. Corp. 73 USPQ2d

1926 (TTAB2005)。

審判部の手続において提出された書類の署名に関してTBMP § 106. 02及び審判部の手続における提出物の様式に関して § 106. 03を参照のこと。

#### **611. 01 (c) (i) 文書署名ソフトウェアを使用して生成された電子署名**

商標規則 § 2. 193 (c) は、商標の通信宛先における電子署名の要件を規定する。 § 2. 193 (c) に基づき、提出書類に電子的に署名する者は、以下の何れかを行わなければならない。

- (1) 署名として採用した文字、数字、スペース及び／又は句読点の組み合わせを、電子提出物上の署名部分における2つのスラッシュ(「/」)記号の間に配置して、自ら入力する；又は
- (2) 局長によって指定される他の形式の電子署名を用いて文書に署名する。

#### **商標規則 § 2. 193 (c)。**

受理可能な電子署名の他の様式を指定する長官の裁量に従うとの規則 § 2. 193 (c) (2) に基づいて、2023年7月22日からUSPTOは、その署名がTMEP § 611. 01 (c) (ii) に記載されている要件を満たすことを条件として、第三者の文書署名ソフトウェアを介して生成された電子署名を伴う文書の受理を開始した。長官は、規則2. 193 (c) に基づく受理可能な電子署名の他の様式を指定していない。

#### **611. 01 (c) (ii) 文書署名ソフトウェアを使用して生成される電子署名の要件**

文書署名ソフトウェアを使用して生成された電子署名を審査する場合、USPTO職員はまず、それが商標規則 § 2. 193 (e) に基づく適切な者によって署名されたか否かなどの他の署名要件への適合性を判断しなければならない。適切な当事者による署名の詳細については、TMEP § 611. 02を参照のこと。

提出物は、署名欄に特定された個人によって自ら署名されなければならない。商標規則 § (a) (2), (d) ; TMEP § 611. 01 (b) 参照。他の者は、他の者の署名を入力又は電子的に生成するために文書署名ソフトウェアを使用することはできない。商標規則 § 2. 193 (a) (2) ; *In re Dermahose Inc.*, 82 USPQ2d 1793 (TTAB 2007) ; *In re Cowan*, 18 USPQ2d 1407, 1409 (Comm' r Pats. 1990) ; TMEP § 611. 01 (b) 参照。

文書署名ソフトウェアを使用して生成された電子署名は、以下に定めるソフトウェア要件と署名欄の要件の両方を満たさなければならない。

- (1) デジタル証明書、証拠(token)又は監査証跡の形式で、後の検査のために署名データを保存すること。審査官及び登録後審査官は、商標審査政策副長官室が審査官に別段の通知をしない限り、アップロードされた最終PDF内の署名データを文書署名ソフトウェアが保持し、統合していると推定することができる。
- (2) 署名された日付を生成又は提供すること。ソフトウェアに署名日が含まれていない場合、署名者はそれを電子様式に入力しなければならない。ソフトウェアが日付を生成し、別の日付が電子様式に個別に入力された場合、ソフトウェアによって制御された日付を生成すること。
- (3) 署名ページ又は電子提出様式は、文書署名ソフトウェアを使用して生成又は電子署名さ



れたことを示すこと。

- (4) 電子署名を生成するための特別な設計であること。図形編集ソフトウェアなどの他の種類のソフトウェアを使用して作成された署名は受け入れてはならない。

**署名欄の要件。** 審査官及び登録後審査官は、署名欄が次に掲げる要件に適合することを真実宣言しなければならない。

- (1) **名称及び役職。** 文書に署名した各人の姓名及び役職又は地位は、署名者が採択した署名のすぐ下又は隣に記載されなければならない。署名者の名称が提供されない場合は、署名者の姓名を記録のために記載しなければならない。この情報は、様式への注記を通じて入力することができる。
- (2) **署名日。** 書類が署名された日付は、署名とともに表示されなければならない。電子様式内の指示に記載され、生成されたpdf署名ページに表示されるように、文書署名ソフトウェアが日付とタイムスタンプを提供する場合、署名日を個別に手動入力する必要はない。署名日が手動で入力され、ソフトウェアによって生成されたタイムスタンプの日付と一致しない場合、ソフトウェアによって生成された日付が署名日を決定する。様式に署名された日付に拘わりなく、電子提出物の提出日は、USPTOが提出物を受理した日付と時刻(東部時間)で記録される。
- (3) **USPTOのタイムスタンプ。** USPTOの様式内で生成されたpdf署名ページは、署名ページが電子様式内でいつ作成されたか(すなわち、署名前)を示すUSPTOの電子包袋システムによって適用されたタイムスタンプを表示しなければならない。  
タイムスタンプは、USPTO電子出願システムによって生成されたpdf署名ページにのみ表示されるので、USPTOが生成したpdf署名ページは、許容可能な電子署名の要件を満たすために使用されなければならない。USPTOが生成したpdf署名ページは、現在、真実宣言の署名に対してのみ利用可能である。真実宣言の署名については、TMEP § 611.02を参照のこと。
- (4) **使用可能なソフトウェアの種類。** 署名者が使用するソフトウェアは、上記のソフトウェア要件を充足しなければならない。

商標規則 § 2.193(a), (c), (d)及びTMEP § 303.01, § 611.01(b), § 804.03参照。

提出物が適切な当事者によって署名されており、上記の全ての要素が充足している場合、審査官は、商標審査政策副長官室による別段の指示がない限り、その署名が受理可能な電子署名の要件を充足していると推定する。これらの要件の1以上が充足されない場合、当該署名は受理できない電子署名として扱われる。商標規則 § 2.193(c)。

上記の規定に拘らず、審査官及び登録後審査官は、提出された電子的な商標提出物に関する署名の受理可能性又は当該署名の真正性の証拠を要求することについて疑義を呈する裁量を保持する。

文書署名ソフトウェアを使用して署名された提出物に関する要件は、規則2.193(e)に従って署名されなければならない文書にのみ適用される。これらの要件は、出願手続中に記録の一部としてUSPTOに提出された第三者との合意には適用されない。例えば、出願人の商標登録に同意する合意又は第2条(c)に基づいて個人の名称を登録することに同意する合意のような出

願人と引用商標の所有者との間の合意である。商標法第1052条(c)から(d)まで。

#### **2023年7月22日より前に提出された文書署名ソフトウェアを使用して生成された電子署名。**

USPTOのタイムスタンプとUSPTOが生成したpdf署名ページは2023年7月22日より前には利用できなかったため、USPTO職員は、2023年7月22日より前に提出された文書署名ソフトウェアを使用して生成された電子署名を含む宣言書又は真実宣言について、それ以外の点では上記の要件を充足する場合、受理することができる。

2023年7月22日以降に提出された文書署名ソフトウェアを使用して生成された電子署名は、関連するUSPTOタイムスタンプを有するUSPTO生成のpdf署名フォームの使用を含め、上記のすべての要件を充足しなければならない。

#### **文書署名ソフトウェアを使用して生成された電子署名は、現在、検証署名にのみ使用可能。**

USPTOのタイムスタンプを含むUSPTOのフォームで生成されたpdf署名ページは、現在、宣言書又は真実宣言にのみ利用可能である。従って、提出用の署名ではなく真実宣言の署名のみが、上記の文書署名ソフトウェアを使用して生成された受理可能な電子署名の要件を充足することができる。USPTOに書類を提出するために必要な署名の種類についてはTMEP § 611.01を参照。

### **611.02 権原を有する当事者による署名の要件**

USPTO に提出されたすべての書類は、適正に署名されなければならない。USPTO職員は、出願人又は登録人が有資格合衆国弁護士を代理人としているか否かを判断するために出願又は登録記録を吟味しなければならない。かつ、すべての書類が適正に署名されていることを真実宣言しなければならない。

USPTOに書類を提出する際には、以下の2つの型式の署名が求められる。

**真正な署名。** 出願人又は登録人を代理しての事実の真実宣言は、宣誓、宣誓供述書又は宣言書によって行われ、かつ商標規則 § 2.193(e)(1) の要件を満たす者によって適切に署名されなければならない。商標規則 § 2.2(n); TMEP § 611.03(a), § 804.04参照。

**提出された署名。** 他のほとんど署名は、出願人若しくは登録人、法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者（例えば、会社役員又は合名会社の無限責任社員）又は有資格合衆国弁護士によって適宜、署名されなければならない。これには、補正、庁指令に対する応答、商標規則 § 2.146又は § 2.147に基づく長官に対する申請、明示的放棄状、分割請求及び通信宛先変更請求が含まれる。

出願人又は登録人が有資格合衆国弁護士を代理人としている場合は、通常、その弁護士が提出物に署名しなければならない。商標規則 § 2.193(a), (e)(2)(i), (e)(5)(i), (e)(9)(i), § 11.18(a)。このことは、内部及び外部の弁護士の双方に該当する。出願人又は登録人が有資格合衆国弁護士を代理人としていない場合は、提出物は、個人の出願人若しくは登録人又は法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者（例えば、会社役員又は合名会社の無限責任社員）によって署名されなければならない。その弁護士を代理人としていない共同出願人又は登録人の場合は、全員が署名しなければならない。商標規則 § 2.193(a), (e)(2)(ii), (e)(5)(ii), (e)(9)(ii)。

特定の書類に署名する適正な者に関する指針についてTMEP § 611.03から § 611.03(i)まで、様々な種類の法人組織を拘束する法的権限を有する者に関する指針について § 611.06から § 611.06(h)まで並びに権原を有する当事者及び権原を有さない可能性がある当事者の例について § 611.04を参照のこと。

#### 611.02(a) TEAS 署名のラジオボタン

ほとんどの TEAS 様式において、提出物に署名する者は、次の3のボタンの何れかをクリックすることにより、その者が書類に署名する権原を有することを真実宣言しなければならない。

- (1) 所有者／保有者(又は所有者若しくは保有者を拘束する法的権原を有する者)であって、先に当該事項に関して代理されたことがない者、又は先に有資格合衆国弁護士によって代理されていたが、その弁護士が辞任した若しくはその弁護士の権限が取り消された者
- (2) 合衆国の州(コロンビア特別区及び合衆国のコモンウェルス又は準州を含む)における各州最高裁判所の弁護士団の優良な状態にある構成員である合衆国免許を有する弁護士であって、所有者又は保有者の現在の弁護士又はその副弁護士である者。また、所有者又は保有者が、別の会社／事務所と関連があり合衆国免許を有する別の弁護士によって先に代理されていた場合は、先の委任状が取り消され、先に選任された弁護士が辞任し、現在の弁護士を弁護士又は副弁護士として選任する新規の委任状が提出されていること、又は
- (3) 承認を受けたカナダ人商標弁護士又は／代理人であって、所有者又は保有者を代理するために選任され、USPTOの登録懲戒室により商標規則 § 11.14(c) (1)に基づく相互承認を付与され、商標規則 § 11.14(c) (2)に基づく署名権限者である者

USPTOは、記録に矛盾する情報が存在するか又はUSPTOがその他の理由で矛盾する情報を知っている場合を除いて、前記の陳述を受け入れるものとする。

**例：** 弁護士情報の項に、弁護士が外国の宛先を表示し、かつ、自己が合衆国にある州の最高裁判所の弁護士で優良な現役構成員であることを表示する欄にチェック印を付した場合は、USPTOは、規則に矛盾する情報が存在しない限り、その陳述を受け入れるものとする。

**例：** 弁護士が、出願人が以前代理人を設けていなかった旨又は出願人が以前他の弁護士を代理人としておりその後当該他の弁護士が辞任したか若しくはその弁護士の委任状が取り消された旨を表示したが、事実は委任状が取り消されていない記録上の他の弁護士が存在する場合は、記録上矛盾する情報が存在するので、USPTOは、署名者の署名する権原を調査しなければならない。

**例：** 署名者が、自己は法人の出願人を拘束する法的権原を有する者(例えば、会社役員又は合名会社の無限責任社員)であることを表示する所有者選択ボタンを選択するが、USPTOが通常受け入れない役職(すなわち、会計士、弁護士補助職員又は商標管理人)を記載した場合は、記録上矛盾する情報が存在するので、USPTOは、署名者の署名する権原を調査するものとする。

**例：** 「有資格合衆国弁護士」の欄の選択ボタンを選択する代わりに、弁護士が他のラジオボタンの1(すなわち、所有者が弁護士を代理人としていないこと又は弁護士がカナダ人出願人

を代理するカナダ人商標弁護士若しくは代理人)を選択した場合は、署名権原の問題が発生し、記録上矛盾する情報が存在するので、USPTOは、署名者の署名権原を調査するものとする。

**例外：**署名者が、自己はOEDによって相互承認を受けたカナダ人商標弁護士又は代理人であることを表示し、かつ有資格合衆国弁護士が存在する場合は、USPTO職員は、なお、この情報を検証するためにOED一覧を点検してしなければならない。カナダ人商標弁護士及び代理人についての更なる情報に関して TMEP § 602.03(a) 参照。

署名者の署名権原について問題が存在する場合の不完全な応答の通知の発出に関して TMEP § 611.05(a)及び§ 712.03参照。

### 611.03 署名するのに適正な者

本条は、真実宣言及び様々な他の書類に署名する適正な者についての指針を規定する。法律に別段の定めがない限り、次の指針に従わなければならない。

有資格合衆国弁護士によって代理されない出願又は登録の所有者が、死亡又は法的能力を失った場合、遺言又は無遺言相続に関して関係州法に基づき権原を有する当事者のみが、所有者による署名が求められる書類に署名することができることに留意のこと。

たとえば、所有者の財産が分与されていない場合、遺言執行者は関係州法に基づき権原を有する当事者となり得る。このような状況において、所有者が死亡し、又は法的能力を失い、かつ、署名者が関係州法に基づき署名する権原を有することを書類に記載しなければならない。

#### 611.03(a) 真実宣言

真実宣言は、出願若しくは登録の所有者又は所有者の代理として事実の真実宣言を行う権原を適正に与えられた者によって署名された宣言書により誓約され又は裏付けられなければならない。商標規則 § 2.2(n)。所有者を代理して事実の真実宣言をする権原を適正に与えられた者は、次の何れかに該当しなければならない。

所有者を拘束する法的権原を有する者 (すなわち、会社役員又は合名会社の無限責任社員)  
事実についての直接の知識及び所有者を代理して行動するための現実の又は黙示的な権原を有する者

所有者からの委任状を有する有資格合衆国弁護士  
商標規則 § 2.193(e) (1) 参照。

USPTOは、通常、署名者の署名権原について記録上矛盾が存在しない限り、宣誓供述書又は事実を真実宣言する宣言書に署名する者の権原を問題にすることはしない。TMEP § 804.04参照。商標規則 § 2.193(e) (1)における「所有者を代理して権原を適正に与えられた者」との広義な定義は、商標登録出願、商標規則 § 2.62(a) (2)に基づく庁指令の応答期間の延長請求、商標規則 § 2.66に基づく回復申請、商標法第8条又は第71条に基づく宣誓供述書、商標規則 § 2.76に基づく使用を主張するための補正書、商標規則 § 2.88に基づく使用供述書及び代替見本又は獲得された識別性の主張を裏付ける宣言書等の事実の真実宣言にのみ適用される。TMEP § 611.03(d), 711.01-711.01(b), 804, 904.07(a), 1104.10(b) (ii), 1109.11(a), 1212.07,

1604.08(a), 1613.08(a)参照。

これは、例えば、委任状、委任状取消状、庁の指令に対する応答、出願の補正、明示的放棄状、商標規則 § 2.146又は § 2.147に基づく長官に対する申請、利用許諾書又は通信宛先変更には適用されない。TMEP § § 611.03(b)-(c), (e)-(i)参照。

たとえば、出願人の「商標管理人」であって、出願において主張されている事実について直接の知識を有するものは、出願の裏付けとなる真実宣言された陳述書に署名することができるが、同人は、出願人を拘束する法的権原を有する（例えば、会社役員又は合名会社の無限責任社員）か又は有資格合衆国弁護士でない限り、庁指令に対する応答又は審査官の補正に署名することはできない。

### **611.03(b) 応答、出願の補正、明示的放棄の請求、最終指令の再検討請求及び分割請求**

応答、出願の補正、明示的放棄の請求、最終指令の再検討請求及び分割請求は、次の指針に従い、署名されなければならない。

出願人若しくは登録人が有資格合衆国弁護士を代理人としている場合は、当該弁護士が提出物に署名しなければならない。

出願人若しくは登録人が有資格合衆国弁護士を代理人としていない場合は、個人の出願人若しくは登録人若しくは法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者が提出物に署名しなければならない。有資格合衆国弁護士を代理人としていない共同出願人又は登録人の場合は、全員が提出物に署名しなければならない。

商標規則 § 2.11(a), § 2.62(b), § 2.68(a), § 2.74(b), § 2.87(f), § 2.163(b), § 2.171(b)(1), § 2.184(b)(2), § 2.193(e)(2)から § 2.193(e)(2)まで参照。さまざまな種類の法人を拘束する法的権原を有する者に関する指針についてはTMEP § 611.06-611.06(h), 商標案件においてUSPTOに対して他人を代理する資格を有する者に関する指針については § 602-602.03(e)を参照のこと。

庁指令の応答期間の延長請求は、延長請求に関する事実を直接に知る者が署名する。真実宣言に署名し得る者についてはTMEP § 611.03(a)を、また、3月の応答期間を伴う庁指令の応答期間の延長請求については § 711.01を参照のこと。

TMEP § 611.03(a)に基づき宣言書に署名する権原を付与された者は、上記の署名指針を満たさない限り、庁指令に対する応答には署名する権原を有しない。

有資格合衆国弁護士を必要とする自筆の出願人が応答書を提出した後、いつ最終処分が適切であるかについては、TMEP § 714.03を参照のこと。

### **611.03(c) 委任状及び委任状の取消**

委任状及び委任状の取消は、個人の出願人若しくは登録人又は法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者によって署名されなければならない。共同出願人又は登録人の場合は、全員が署名しなければならない。商標規則 § 2.17(c)(2), § 2.19(a)(1)及び § 2.193(e)(3)。

**複委任状。**一旦出願人又は登録人が有資格合衆国弁護士を指定したときは、当該指名弁護士が、出願又は登録を遂行する権原を有する追加の者として他の有資格合衆国弁護士を選任する複委任状に署名することができる。商標規則 § 2.17(c)(2) ; TMEP § 605.01, § 605.03, § 606 参照。

#### **611.03(d) 回復の申請**

商標規則 § 2.66に基づく回復の申請は、故意でない遅延に関する事実についての直接の知識を有する者によって署名されなければならない。商標規則 § 2.66(b)(2), § 2.66(c)(2)及び § 2.193(e)(4) ; TMEP § 1714.01(e)。宣言書に署名することについては、TMEP § 611.03(a)を参照。

ただし、申請に添付される庁指令に対する応答は、TMEP § 611.03(b)に従って署名されなければならない。

#### **611.03(e) 長官に対する申請**

商標規則 § 2.146又は § 2.147に基づく長官に対する申請は、次の指針に従って署名されなければならない。

申請者が有資格合衆国弁護士を代理人としている場合は、当該弁護士が署名しなければならない。

申請人が有資格合衆国弁護士を代理人としていない場合は、個人の出願人若しくは法人の出願人を拘束する法的権原を有する者が署名しなければならない。有資格合衆国弁護士を代理人としていない共同申請人の場合は、全員が署名しなければならない。

商標規則 § 2.11(a), § 2.146(c), 2.147(a)(2)(iii), (b)(2)(i), (c), § 2.193(e)(5), § 11.14(e) ; TMEP § § 1705.07, 1709.01(b)-1709.03。

さまざまな種類の法人を拘束する法的権原を有する者については、TMEP § § 611.06 - 611.06(h), 商標案件に関してUSPTOに対して他人を代理する有資格者についてはTMEP § § 602 - 602.03(e)を参照。

長官に対する申請には申請を必要とする真実宣誓宣言書が含まれ、この宣言書にも適切な必要である。商標規則 § § 2.146(c), 2.147(a)(2)(iii), (b)(2)(i), (c)。宣誓に署名できる者については § 611.03(a)参照。

#### **611.03(f) 補正, 訂正又は登録の権利放棄**

登録の補正, 訂正又は権利放棄の請求はすべて、次の指針に従って適切に署名されなければならない(すなわち、提出物の署名を含む)。

所有者が有資格合衆国弁護士により代理されている場合には、当該弁護士が署名しなければならない。所有者が有資格合衆国弁護士により代理されていない場合には、個人所有者又は法人所有者を拘束する法的権原を有する者が署名しなければならない。有資格合衆国弁護士により代理されていない共同所有者の場合は、全員が署名しなければならない。

商標規則 § 2.11(a), § 2.172, § 2.173(b)(2), § 2.193(e)(6)。

登録所有者の過誤による補正又は訂正の請求には、TMEP § 611.03(a)に従う真実宣言の署名も含まなければならない。商標規則 § 2.173(b)(2), § 2.175(b)(2)。

様々な種類の法人を拘束する法的権原を有する者に対する指針については TMEP § 611.06 から § 611.06(h)まで、及び商標事案において USPTO に対して他人を代理する資格を有する者に関する § 602 から § 602.03(e)までを参照のこと。

#### **611.03(g) 更新出願**

更新出願は、登録人又は登録人の代理人によって署名されなければならない。商標規則 § 2.183(a)及び § 2.193(e)(7)。更新出願の提出及び作成に関して TMEP § 1606.06及び § 1606.07 参照。

#### **611.03(h) 国内代理人の指定及び取消**

**指定。**国内代理人の指定は、次の指針に従って署名しなければならない。

出願人又は登録人が有資格合衆国弁護士により代理されている場合には、当該弁護士が署名しなければならない、又は

出願人又は登録人が有資格合衆国弁護士により代理されていない場合には、個人の出願人若しくは登録人又は法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者が署名しなければならない。有資格合衆国弁護士により代理されていない共同の出願人又は登録人の場合は、全員が署名しなければならない。

**商標規則 § 2.11(a), § 2.24(b), § 2.193(e)(8)。**

**取消。**国内代理人の取消は、国内代理人の指定が提出される場合と同一の指針に従って署名しなければならない。商標規則 § 2.11, § 2.24(b), § 2.193(e)(8)。

**辞任。**国内代理人の辞任は、個人の国内代理人、又は法人の国内代理人を拘束する法的権原を有する者により署名されなければならない。

合衆国に居住地がない当事者による国内代理人の指定に関しては TMEP § 610 を参照のこと。様々な種類の法人について、これを拘束する法的権原を有する者に対する指針については TMEP § 611.06 から § 611.06(h)まで、及び、商標事案において USPTO に対して他人を代理する資格を有する者に関しては § 602 から § 602.03(e)までを参照のこと。

#### **611.03(i) 出願書類又は登録証中の通信宛先の変更請求**

出願書類又は登録証中の通信宛先の変更請求は、次の指針に従って署名されなければならない。

出願人若しくは登録人が有資格合衆国弁護士を代理人としている場合は、当該弁護士が署名しなければならない；又は

出願人又は登録人が、有資格合衆国弁護士を必要とせず若しくは代理人としていない場合は、個人の出願人若しくは登録人又は法人の出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者が署名しなければならない。有資格合衆国弁護士によって代理されていない共同出願人又は共同登録人の場合は、全員が署名しなければならない。

商標規則 § 2.11(a), § 2.18(c), § 2.193(e) (9) ; TMEP § 609.02(b)。

さまざまな種類の法人を拘束する法的権原を有する者については、TMEP § § 611.06 - 611.06(h), 商標事案に関してUSPTOに対して他人を代理する有資格者についてはTMEP § § 602 - 602.03(e)を参照。

#### 611.04 権原を有する及び権原を有さない可能性がある署名者の例

応答, 商標規則 § 2.146又は § 2.147に基づく長官に対する申請, 補正, 明示的放棄の請求及び出願人若しくは登録人又は出願人若しくは登録人を拘束する法的権原を有する者によって署名されなければならないその他の書類に署名する権原を有する及び権原を有さない可能性がある当事者の例の一覧を次に記載する。この一覧は、網羅的なものではない。

**権原を有する当事者。** 次の状況において、署名者は、出願人又は登録人を代理する権原を有するものと推定される：

- ・当該者が、自らを、国内会社の自らが出願人若しくは登録人である役員（たとえば、「社長」、「副社長」、「財務部長」、「幹事」）として又は他の種類の国内の事業組織体と同等のもの（たとえば、パートナーシップの「パートナー」、有限責任会社の「メンバー」又は「プリンシパル」）として表示すること
- ・以前自らが出願人又は登録人である者のために署名した者が、自らを、合衆国又はその領域の各州最高裁判所の弁護士団で優良な状態にある弁護士であって、外国で業務を行っている者（例えば、メアリ・スミス, 1998年以降のニューヨーク州弁護士団現役優良構成員, バハマ諸島ナッソーに事務所）と表示すること
- ・外国会社のために署名する者が、自らを、「総合弁護士」又は「社内弁護士」としての有資格合衆国弁護士であり、かつ、「会社役員」又は他の会社役員の職（例えば、「幹事」、「財務部長」又は「副社長」）であると表示すること
- ・以前自らが出願人又は登録人であった者のために署名する者が、自らを、合衆国の法律事務所の弁護士として又は合衆国の出願人の「総合弁護士」又は「社内弁護士」、すなわち、合衆国又はその領域の各州最高裁判所の弁護士団で優良な状態にあり (TMEP § 602.01(a)), かつ、記録上の弁護士として認識されていること (TMEP § 604.01) を表示すること
- ・署名する者が、記録上の現在の弁護士と同じ合衆国を本拠とする事務所に所属する異なる弁護士であること
- ・カナダの出願人又は登録人の代理として署名する者が、OEDがカナダに所在する当事者を代理する資格を有するとして承認したカナダ人商標弁護士又は代理人であり、かつ、出願人又は登録人も有資格合衆国弁護士であると認識していること (TMEP § 602.03(a)参照)
- ・署名する者が、自らを、自らが国内組織体の出願人である者の「役員 (Officer)」として表示すること



**権原を有さない可能性がある当事者。**次の状況において、署名者は、出願人又は登録人を代理する権原を有しないと推定される：

- ・署名する者が、役職又は地位を何ら示さない（例えば、出願者は合衆国の個人である国民 ジャック・スミスであり、メアリ・ジョーンズが応答に署名する；又は出願人はABC 社であり、社長のビル・ミラーが原出願に署名するが、名簿に記載された役職若しくは地位を有さないデーヴ・ウィルソンが応答に署名する）
- ・署名する者が、外国人弁護士（例えば、外国組織体の「事務弁護士」又は「法廷弁護士」）であると思われるか又は合衆国内の法律事務所の外国人法律顧問である
- ・署名する者が、自らを、他の資格（すなわち、会計士、弁護士補助職員、商標管理人、業務管理者、個人助手又は弁護士秘書）で出願人又は登録人を代理する非弁護士として表示する
- ・署名する者は、外国事務所の住所を提供するが、その者が外国で業務を行っている有資格合衆国弁護士であることを示すものはない。
- ・外国の組織体に所有される出願又は登録に関して署名する者が、自らを、「出願人の弁護士」、「弁護士」又は類似の用語で表示するが、自らが合衆国のある州（コロンビア特別区及び合衆国のコモンウェルス又は合衆国の領域を含む）の最高裁判所の弁護士団で優良な状態にある構成員であることを表示していない
- ・署名する者が、自らを「代理人（attorney-in-fact）」として表示する
- ・外国所在の組織体を代理して署名する者は、USPTOに対して業務を行うための承認を別に表示していない「社内弁護士」又は「総合弁護士」として特定される。
- ・署名する者が、自らを、出願人又は登録人「の代理人(representative of)」, 「に係る代理人(agent for)」又は「を代理する(representing)」として表示し、それを除いては、説明がない
- ・署名する者が、自らを、「権原を有する署名者」として表示するが、それを除いては、署名人の出願人又は登録人との関係の性質を示さない
- ・出願人又は登録人が以前有資格合衆国弁護士を選任したことがあり、かつ、新規の委任状又は先の委任状の取消状が記録上作成されていない場合において、署名する者が異なる事務所に所属する新しい有資格合衆国弁護士である

#### 611.05 適切な当事者によって署名された書類の処理

商標出願又は登録に関連して提出された書類を審査するときに、USPTO職員は、すべての書類が適正な当事者によって署名されていることを真実宣言しなければならない。TMEP § 611, 02 参照。

**審査における応答。**庁指令に対する応答書が不適切な当事者によって署名されていると思われる場合、一般に、審査官は当該応答を不完全なものとして扱い、TMEP § 611.05(a)から(c)までの手続に従わなければならない。当該応答は審査官補正によって追認することはできない。応答に署名できる者についてはTMEP § 611.03(b)参照。審査官はその記録が適切な当事者が応答書に署名したことを立証することを保証しなければならない。

有資格合衆国弁護士の選任することを要求したが応じなかった出願人によって署名された庁指令に対する応答に対して、審査官は、必要な場合は、有資格合衆国弁護士の選任する指令

を繰り返し、すべての争点を表示して最終庁指令を発行する。合衆国弁護士を選任することを要求される出願人による出願の補正に関してはTMEP § 601.01(a)を参照。

**登録後の応答。** 庁指令に対する応答が不適切な当事者によって署名されていると思われる場合、登録後職員は当該応答を不完全なものとして扱い、TMEP § 611.05(a)から(c)までの手続に従わなければならない。応答に署名できる者に関してはTMEP § 611.03(b)参照。

有資格合衆国弁護士の選任することを要求したが応じなかった登録人によって署名された庁指令に対する応答に対して、登録後審査官は、有資格合衆国弁護士の選任する指令を繰り返す第2の庁指令を発行する。

**その他の提出物。** 庁指令に対する応答以外の提出物（例えば、庁指令に応答するものではない補正案、商標規則 § 2.146又は § 2.147に基づく長官に対する請願又は明示的放棄）が不適切な当事者によって署名されていると考えられる場合、USPTOは、出願人又は登録人に対し、出願人又は登録人が次の何れかを行わないときは当該提出物に関して何らの手続も取られない旨を通知するものとする：(1) 署名者の権原を証明すること、(2) 適正に署名された書類を提出すること

審判部の手続において提出された書類の署名についての情報に関して TBMP § 106.02参照。

#### **611.05(a) 応答に署名する者の権原が不明確なときの不完全応答の通知**

審査官の通知書に対する応答が不適切な当事者によって署名されており、出願人が有資格合衆国代理人によって代理することを求められていないと考えられる場合、審査官は、当該応答を不完全応答として扱い、かつ、商標規則 § 2.65(a)(2)に従って応答を完全なものにするために、出願人に30日又は先の通知書に記載されている応答期間の末日までの何れか長い方を与えなければならない。TMEP § 718.03(b)参照。出願人は、TMEP § 611.03(b)の指針に従って適切に署名された応答を提出しなければならない。これと同じ原則及び手順が他のUSPTO職員（たとえば、登録後課）、ITU/区分ユニット又は申請室の職員）によって発行された庁指令に対する応答に適用される。TMEP § 712.03も参照。

#### **611.05(b) 不完全応答の通知に対する回答**

署名の下部に記載された名称の個人が権原を有する署名者であり、かつ、出願人が有資格合衆国代理人によって代理されていない又は出願人が有資格合衆国代理人によって代理されることを求められていない場合は、その者は、記録を明確にするために単に電話をするか、電子メールのメッセージを送ればよく、USPTO職員は、記録の包袋に適切な注記を施し、先に提出された応答を吟味し、適切な手続を取るものとする。

不完全応答の通知に対する適切な応答においては、署名者と出願人又は登録人との関係の性質を陳述しなければならない。署名者が出願人又は登録人を拘束する法的権原を有する場合は、その者はその旨を陳述しなければならず、かつ、自己の役職又は地位を記載しなければならない。署名人が 商標規則 § 11.14(a)に従ってUSPTOに対して手続することができる有資格合衆国弁護士である場合は、当該弁護士は、自己をかかるとして表示しなければならない

らず、また、求められる弁護士資格情報を提供し、かつ、適格である旨を陳述しなければならない。商標規則 § 602.01, § 602.01(a) 参照。署名人が 商標規則 § 11.14(b) 又は(c) の要件を充足する場合は、その者は、これらの要件を自己が如何に充足しているかを説明しなければならない。

係属中の出願において、応答に署名した者が権原を有する署名者でなく、出願人が有資格合衆国代理人によって代理されていない又は出願人が有資格合衆国代理人によって代理されることを求められておらず、かつ、不適切に署名された応答中のすべての補正案を審査官補正により正すことができる場合は、当該個人の出願人又は法人の出願人を拘束する法的権原を有する者（例えば、会社役員又は合名会社の無限責任社員）は、かかる補正を認めるよう審査官に電話することができる。そうでない場合、応答に署名した者が権原を有する署名者でない場合は、出願人は、適切に署名された応答を適時に提出しなければならない。庁指定に対する応答に署名する適正な当事者に関して TMEP § 611.03(b), § 611.06 から § 611.06(h) まで及び § 712.01 を参照のこと。

弁護士の変更に関して TMEP § 604.04 参照。

#### **611.05(c) 不十分な応答又は応答の不履行**

**係属中の出願。** 当該出願に関して発行された、不完全応答通知に対し不十分な応答を受領するか又は何らの応答も受領しなかった場合は、USPTOは、出願を不完全応答の故に放棄するものとする。応答の完全な不履行の故に放棄された出願を保留するための手順に関して TMEP § 718.03(a) 参照。

**登録後。** 第8条若しくは第71条に基づく使用若しくは免責される不使用の宣誓供述書又は第9条の更新出願に関連して発行された不完全応答の通知に対して不適切な応答を受領するか又は何らの応答も受領しなかった場合は、USPTOは、登録人に対し、当該の宣誓供述書又は更新出願が依然として受理不可能である旨及び登録は適切な時期に取消及び／又は失効する旨を通知する。第7条請求の場合は、USPTOは、補正又は訂正の請求が放棄された旨を登録人に通知する。

#### **611.06 一定の法人組織体を拘束する法的権原を有する者に関する指針**

書類が「法人組織体を拘束する法的権原」を有する者によって署名されなければならない場合、署名者は、商標事案に関してのみでなく、如何なる義務及び／又は合意にも当該組織体を拘束する権原を有する者でなければならない。

出願又は登録に関する提出物に求められる法的権原を有する当事者による署名に関しては TMEP § 611.02 を、特定の出願又は登録に関する提出物に署名することができる者に関しては TMEP § 611.03 から § 611.03(i) までを、真実宣言に署名することができる者に関しては TMEP § 611.03(a) を参照。

#### **611.06(a) 共有者**

共有者は個人の当事者であり、単一の組織体ではない。書類が共有者を拘束する法的権原を有する者によって署名されなければならない場合は、当該書類は、所有者全員によって署名

されなければならない。商標規則 § 2.172.193(e)(2)(ii), (e)(3), (e)(5)(ii), (e)(6), (e)(8), (e)(9)(ii) 参照。

#### 611.06(b) 合名会社による署名

書類が合名会社を拘束する法的権原を有する者によって署名されなければならない場合は、無限責任社員のある者が署名しなければならない。無限責任社員全員による署名は不要である。合名会社が法人組織である無限責任社員によって構成される（例えば、無限責任社員が会社である）場合は、その種類の法人組織を拘束する法的権原を有する者が署名しなければならない。適切な場合において、当該書類に署名する者は当該無限責任社員を拘束する法的権原を有する旨を表示する説明又は資料が記録に含まれるときは、合名会社によって提出される書類は無限責任社員以外の幹部職員が署名することができる。

#### 611.06(c) 合弁事業による署名

書類が、合弁事業を拘束する法的権原を有する者によって署名されなければならない場合は、当該事業の各当事者が署名しなければならない。合弁事業は合名会社の属性を多く有するが、これは特別の合名会社であり、内容及び範囲がきわめて限定されている。一般に、合弁事業の各当事者による署名が必要である。適切な場合において、出願人又は登録人が、署名した者は関係州法に基づいて合弁事業を拘束する法的権原を有する旨を陳述するときは、当該合弁事業により提出される書類は、各合弁事業者ではなく、総支配人又はその他の幹部職員が署名することができる。

#### 611.06(d) 株式会社による署名

書類が、株式会社を拘束する法的権原を有する者によって署名されなければならない場合は、会社役員が署名しなければならない。役員とは、定款又は業務規則において制定された職を占める者である。役員の通常の役職名は、社長、副社長、秘書役、財務部長、最高経営責任者、最高執行責任者及び最高財務責任者である。一部の組織においては、財務部長 (Treasurer) は経理部長 (Comptroller 又は Controller) と呼ばれ、これらの用語も受け入れられる。メイン州及びマサチューセッツ州においては、「Clerk」の語は会社の役員を指す。これらの基本的役職名の変更は、役員の役職名を含んでいる場合は受け入れられる。販売担当副社長 (Vice-President for Sales), 副社長執行役員 (Executive Vice-President), 財務部長補 (Assistant Treasurer), 秘書役執行役員 (Executive Secretary) 及び管理秘書役 (Administrative Secretary) 等の役職名は受け入れられる。「会長 (Chairman)」又は「取締役会会長 (Chairman of the Board of Directors)」の署名も受け入れられるが、個々の取締役 (例えば、取締役会副会長 (Vice-Chairman of the Board)) の署名は受け入れられない。

「Executive Secretary」及び「Administrative Secretary」の用語は、「秘書役」という役員の役職名を含んでいるので受け入れられる。

一部の役職名は、通常、役員を表示しないので、一般に受け入れられない。たとえば、総支配人又は何れの他の種類の部長 (Manager) も通常単なる従業者であり、役員ではない。出願人

又は登録人が、応答に署名した者は定款又は業務規則に基づいて出願人又は登録人を拘束する権原を与えられている旨を陳述した場合は、USPTOは、署名を受け入れるものとする。会社は、会社の役員でない者に署名権限を委任することはできない。Textron, Inc. 事件, 183 USPQ 301 (Comm' r Pats. 1974)。従って、代理行為を授権するとしている書類は、役員によって署名されている場合であっても、業務規則又は定款に基づいて会社を法的に拘束する権原を有さない者の権限を証明するものとして受け入れられないものとする。出願人又は登録人が会社である場合は、署名者は当該会社の「役員」又は「適正に授権された役員」である旨の陳述は受け入れられる。他方、真実宣言に署名した者は「権原を有する署名者」である旨を陳述することは受け入れられない。

#### 611.06(e) 外国の会社による署名

合衆国の法律に基づいて設立された法人組織と外国の法律に基づいて設立されかつ承認された法人組織の間には重要な相違があり、かつ、外国会社の役員の役職名及び職務はしばしば合衆国の会社の役員のそれと相違する。会社と同種の外国組織の場合は、USPTOは、当該外国の法律に基づいて役員と同等と認められる者の署名を受け入れるものとする。署名人を一種の役員として示す役職名の表示 --- 「法務担当役員(Legal Officer)」又は「広報担当役員(Information Officer)」等 --- も認められる。

外国において、「Manager」又は「Director」の役職名を有する者は、通常、役員又は役員と同等のものである。「Procurist」の用語は、多くの国で役員を指すものとして用いられている。イギリスの会社に関しては、「Registrar」及び「Confidential Clerk」の用語は、役員と同等である。

出願人又は登録人が、応答に署名した者は合衆国の会社の役員と同等の地位を有する旨陳述する場合は、USPTOは、その署名を受け入れるものとする。単なる、ある者が出願人又は登録人を代理して行動する権原を与えられている旨の陳述は、不十分である。代理行為を認めるとする書類は、たとえ役員によって署名されていても、役員と同等でない者の権原を証明するものとして受け入れないものとする。出願人又は登録人は、署名者は、業務規則又は定款に基づいて、出願人又は登録人を法的に拘束する権原を有する旨を陳述しなければならない。外国会社について受け入れ可能な署名者の例に関してTMEP § 611.04及び外国有限責任会社について受け入れ可能な署名者に関して § 611.06(g) 参照。

#### 611.06(f) 法人格のない社団による署名

会社のような正式ではない組織（例えば、友愛団体、組合、法人格のない社団及び政府機関）に関しては、役員の役職名は、それほど標準化されていない。これらの組織は、しばしば、会社により慣習的に用いられている用語よりも個人的な用語を役職名に用い、かつ、役員の地位自体も、会社の場合のように明確又は正式に規定されていない場合がある。役職名が如何に耳慣れないか又は地位が如何に非公式的に思われるかに拘らず、USPTOは、出願人又は登録人が、記録上で、署名者は当該特定組織の枠内で組織の代理として行動する役員の権原と同等の権原を有する（すなわち、業務規則又は形成約款に基づいて出願人又は登録人を法的に拘束する権原を有する）旨を陳述する場合は、当該署名を受け入れるものとする。受け入れ

られた一部の役職名は、管理者(Director)、全国管理者(National Director)、全国統括者(National Commander)、終身会長(Permanent Chairman)、国際スポンサー(International Sponsor)、最高統治者(Supreme Ruler)、ロイヤルインプレサリオ(Royal Impresario)及び運営委員会議長(Chairman of the Steering Committee)である。

#### 611.06(g) 有限責任会社による署名

有限責任会社(「LLC」)は、会社及び合弁会社双方の属性を有する。TMEP § 803.03(h) 参照。一般に、「マネージャー(manager)」、「メンバー(member)」、「プリンシパル(principal)」又は「所有者(owner)」として表示される署名者は、国内又は外国の有限責任会社の代理として署名する権原を有するものと推定することができる。更に、「社長」又は「最高経営責任者」等、会社役員型の役職名を有する者は、署名することができる。

#### 611.06(h) 有限責任パートナーシップによる署名

有限責任パートナーシップ(「LLP」)は、合名会社及び会社双方の属性を有する。TMEP § 803.03(k)参照。有限責任パートナーシップに関連する様々なパートナーに与えられる権原について法律はある程度異なる。一般に、すべてのパートナーは、通常の業務過程においてパートナーシップを拘束する一般代理権原を有するものと認められている。従って、パートナーとして表示される何れの者も署名することができる。

多くの州は、権原を有するパートナーを具体的に指名し及び／又は一定の個人の権原を制限するパートナーシップ権原陳述書の提出を規定している。LLPの指名されたパートナーでない個人が当該LLPを拘束する権原を有すると認められている場合は、その者は署名することができ、また、当該LLPのパートナーシップ権原陳述書において指定されている個人としての自己の地位を表示しなければならない。